

宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画（第四期）
（令和 7 年度～令和 9 年度）

令和 7 年 3 月

宮城県

目 次

はじめに

1 第四期基本計画の策定趣旨	1
2 基本計画の性格	1
3 基本理念	3
4 県の責務	3
5 計画期間	4
6 基本計画の推進	4
(参考)「関係機関」等の定義	4

I 第三期基本計画の実施状況の検証

1 第三期基本計画の実施状況	5
2 第三期基本計画の評価	10
(参考) 令和5年度事業の評価	10

II 本県の中小企業・小規模事業者の現状

1 中小企業・小規模事業者の実態	
(1) 企業数	11
(2) 企業従業者数	11
(参考)「中小企業」と「小規模事業者」について	11
(3) 業種別企業等数	12
(4) 業種別従業者数	12
2 日本を取り巻く社会経済情勢と宮城県の現状	
(1) 経済成長と将来人口	13
(2) 景気や物価、雇用の状況	15
(3) ものづくりと観光の状況	20
3 中小企業・小規模事業者に関係する法律制定及び改正	22

III 中小企業・小規模事業者の振興のあり方について

1 関係機関の意見	23
2 中小企業・小規模事業者の振興施策を考える上での着眼点	
(1) 今後の人口減少への視点	24
(2) 物価高騰を上回る賃上げと持続的な成長への視点	24
(3) 良質な雇用の実現への視点	24
(4) デジタル化・D Xへの視点	25
(5) 事業者の立場に立った支援と情報発信への視点	25
3 中小企業・小規模事業者の振興に係る重点的な取組	
(1) 人口減少を見据えた経営革新に対する支援	26
(2) 「稼ぐ力」の強化と持続的な成長に向けた支援	26
(3) 人材確保・育成と雇用環境整備に対する支援	26
(4) デジタル化・D Xによる変革に向けた支援	27
(5) 創業から事業承継までステージに応じた支援	27

IV 具体的な施策と取組

1 経営の革新等	2 8
2 国内外における販路開拓等及び受注機会の確保	3 0
3 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進	3 2
4 資金の供給の円滑化	3 3
5 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進	3 4
6 産業の集積等	3 7
7 商業の振興等	3 8
8 地域資源の活用等	3 9
9 事業承継への支援	4 1
10 災害発生後における支援	4 1

V 計画の進行管理

1 推進に当たっての関係機関との連携	4 4
2 施策の展開のための情報発信	4 4
3 実施状況の公表と基本計画の見直し	
(1) 基本計画の公表	4 4
(2) 施策の実施状況の検証と公表	4 4
(3) 基本計画の見直し	4 4
(参考)	
○ 中小企業・小規模企業の振興に関する条例	4 5
○ 新・宮城の将来ビジョン実施計画	
(中期：令和7年度～令和9年度)の主な目標指標	4 8

はじめに

1 第四期基本計画の策定趣旨

本県では、これまでの「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承し、一つの計画に統合するとともに、今後見込まれる社会の変化等を踏まえながら、将来の宮城のあるべき姿や目標を県民の皆さんと共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするため、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「新・宮城の将来ビジョン」を令和2年12月に策定したところです。

中小企業・小規模事業者の振興については、本県の産業活力の源泉であり、地域社会を支える重要な存在であることから、議員提案による「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」（以下「条例」という。）が平成27年7月に公布・施行されるとともに、条例第23条に基づき、平成28年3月に「中小企業・小規模事業者振興基本計画」（計画期間：平成28年度～平成30年度）を策定、平成31年3月には「中小企業・小規模事業者振興基本計画（第二期）」（計画期間：令和元年度～令和3年度）を、令和4年3月には「中小企業・小規模事業者振興基本計画（第三期）」（計画期間：令和3年度～令和6年度）（以下「第三期基本計画」という。）を策定し、中小企業・小規模事業者の振興と持続的発展のため、支援施策の総合的な推進を図ってきました。

第三期基本計画の計画期間が終期を迎えることから、令和7年度～令和9年度までを新たな計画期間とする「中小企業・小規模事業者振興基本計画（第四期）」（以下「第四期基本計画」という。）として改定することとし、この第四期基本計画においては、条例に定める支援団体や金融機関等、市町村などの関係機関からの意見を十分に踏まえるとともに、これまでの支援施策の成果と課題を踏まえ、引き続き条例の基本理念にのっとり、中小企業・小規模事業者の振興が図られるよう総合的な支援施策を展開していきます。

2 基本計画の性格

本基本計画は、「新・宮城の将来ビジョン」の個別計画の性格を有しています。また、県の産業施策に関する他計画との関係では、各々の分野における産業振興の方針等に関しては、分野毎の個別計画によって推進することとし、本基本計画では、中小企業・小規模事業者への支援のあり方等について総合的な調整を図り、他の個別計画と相互に連携しながら計画目的の達成を目指していきます。

なお、「新・宮城の将来ビジョン」のアクションプランである「新・宮城の将来ビジョン実施計画（中期：令和7年度～令和9年度）」の主な指標としては、次のようなものがあります。

【実施計画の主な指標】

目標指標（KPI）	初期値	目標値
企業立地件数（累計）	347 件（R1 年）	470 件（R9 年）
製造品出荷額等（食料品製造業を除く）	40,080 億円（H30 年）	42,498 億円（R9 年）
サービス業の付加価値額	27,720 億円（H29 年度）	29,129 億円（R9 年度）

宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画の位置付け



3 基本理念

条例第3条において、中小企業・小規模事業者の振興は、以下の点を基本理念とした上で推進することとされています。

- 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であるということ踏まえ推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、多様な人材、豊かな自然、高い技術力その他の地域資源の持続的かつ積極的な活用を図ることにより推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、産学官金の連携を基本とし、中小企業・小規模企業に関係するものが相互に連携することにより推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、特に経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮して推進されなければならない。
- 東日本大震災からの中小企業・小規模企業の復興及び災害が発生した場合における中小企業・小規模企業の復旧・復興は、県民及び中小企業・小規模企業に関係する全てのものが相互に連携し、協調することにより推進されなければならない。

4 県の責務

条例第4条において、県は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模事業者の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有するとされており、その項目については、条例第11条から第22条までに掲げられています。

- **経営の革新等（第11条）**
 - ・経営の革新、経営基盤の強化、創業や新たな事業の創出促進のための相談及び支援の体制の整備、情報の提供など
- **国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保（第12条）**
 - ・販路の開拓・取引拡大支援のための取引機会の提供や、相談・支援の体制の整備など
 - ・県工事発注や物品・役務調達の際の、中小企業・小規模企業者の受注機会の確保
- **産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進（第13条）**
 - ・中小企業・小規模企業者の技術・新商品の開発促進のための産学官金の連携の促進や、企業間の連携の促進など
- **資金の供給の円滑化（第14条）**
 - ・中小企業・小規模企業者に対する資金供給の円滑化を図るための融資制度の充実など
- **人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進（第15条）**
 - ・事業活動を担う人材育成と確保を図るための勤労観・職業観の醸成や、就業に対する意識の啓発、職業能力開発の促進など
 - ・ワーク・ライフ・バランス等に配慮した雇用環境整備の促進を図るための情報の提供、経営管理者への啓発など
- **産業の集積等（第16条）**
 - ・中小企業・小規模企業者の振興を図るための地域特性に応じた企業立地促進など
- **商業の振興等（第17条）**
 - ・商業を振興するための商店街の活性化や、まちづくりの推進を図る活動の支援など

- **地域資源の活用等（第 18 条）**
 - ・農商工等連携による事業活動の促進や技術の継承支援などの多様な地域資源の活用による振興
- **事業承継への支援（第 19 条）**
 - ・円滑な事業承継のための後継者の育成支援など
- **災害発生後における支援（第 20 条）**
 - ・中小企業・小規模企業者が、東日本大震災からの復興を図るのに必要な施策の実施
 - ・地震その他の災害の発生後においても、中小企業・小規模企業者が速やかに復旧・復興を図り、事業を継続することができるような施策の実施
- **小規模企業者への配慮（第 21 条）**
 - ・上記の施策を行う際の小規模企業者への特段の配慮と小規模企業者の事業の持続的発展を図るため、経営に関する支援体制の整備の促進など
- **市町村への支援（第 22 条）**
 - ・中小企業・小規模企業者支援施策に係る市町村への情報提供や助言など

5 計画期間

第四期基本計画の計画期間は、経済情勢の変化等に的確に対応するため、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間とします。

6 基本計画の推進

条例においては、県の責務のみならず、「中小企業・小規模企業支援団体の役割（第 6 条）」、「金融機関等の役割（第 7 条）」、「教育機関等の役割（第 8 条）」及び「大企業者の役割（第 9 条）」が定められています。

第四期基本計画の推進に当たっては、引き続き、支援団体を始めとする関係機関との意見交換等により毎年度施策の検証を行いながら、お互いの役割を踏まえて共に協力し合い施策を推進していきます。

（参考）「関係機関」等の定義

本計画において、「関係機関」等の用語及び機関名については、以下のとおり整理しています。

なお、「中小企業・小規模企業支援団体」、「金融機関等」及び「教育機関等」については条例の定義に基づきます。（巻末資料参照）

		機関名（下線のある機関は条例に記載されているもの）
関係機関	中小企業・小規模企業支援団体	商工会、宮城県商工会連合会、 <u>商工会議所</u> 、宮城県商工会議所連合会、 <u>宮城県中小企業団体中央会</u> 、公益財団法人みやぎ産業振興機構、宮城県事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構東北本部、一般社団法人みやぎ工業会、 <u>その他の中小企業・小規模企業の支援を行う団体</u>
	金融機関等	<u>銀行</u> 、 <u>信用金庫</u> 、宮城県信用金庫協会、 <u>信用協同組合</u> 、宮城県信用組合協会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、 <u>その他の金融業を行う者</u> 、 <u>宮城県信用保証協会</u>
	教育機関等	<u>大学</u> 、 <u>高等専門学校</u> 、 <u>その他の教育機関</u> 、 <u>大学共同利用機関</u> 、 <u>その他の研究機関</u> 、 <u>公共職業能力開発施設</u>
	行政	東北経済産業局、宮城労働局、各市町村

I 第三期基本計画の実施状況の検証

「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」の推進に当たり、県はこれまで県内の中小企業・小規模事業者の現状や関係機関からの意見聴取の結果などを踏まえ、各種支援施策を実施してきました。

1 第三期基本計画の実施状況

施策1 経営の革新等

中小企業等の経営の革新、経営基盤の強化に向けた取組を支援するため、みやぎ産業振興機構などによって相談体制の整備を実施するとともに、生産性向上に資するデジタル化支援や新たな設備導入などの支援、「小規模事業者伴走型支援体制強化事業」による経営基盤の弱い小規模事業者への伴走型支援、「スタートアップ加速化支援事業」等による様々な分野における新規創業の支援を実施しました。

中小企業等デジタル化支援事業実績

	R3	R4	R5
アドバイザー派遣	46 回	207 回	527 回
補助件数	63 件	84 件	98 件

小規模事業者伴走型支援体制強化事業実績

	R3	R4	R5
セミナー	41 回	26 回	28 回
個別指導	275 回	171 回	112 回

スタートアップ加速化支援事業実績

	R3	R4	R5
補助件数	44 件	42 件	41 件

施策2 国内外における販路開拓等及び受注機会の確保

中小企業等の国内外における販路開拓及び取引拡大の支援のため、オンライン開催を含めた商談会の開催やマッチング支援、技術的支援等を実施しました。

特に、みやぎ産業振興機構を通じて実施している「中小企業販路開拓総合支援事業」では、専門家を活用したマーケティング調査や営業力向上のための支援を実施したほか、商談会の開催や事業者間の引き合わせ支援を通じて、事業段階に応じた総合的な支援を実施しました。

中小企業販路開拓総合支援事業実績

	R3	R4	R5
市場投入支援	6 社	7 社	5 社
販売力向上支援	13 社	8 社	5 社
引き合わせ支援	10 社	12 社	10 社
引き合わせ件数	83 件	76 件	79 件

施策3 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進

産学官金の連携による技術・商品開発の支援のほか、高度電子機械産業・自動車関連産業・食品製造業等に関する企業間連携構築を強化する取組を実施しました。

「新規参入・新産業創出等支援事業」では、高度電子機械産業等での新産業創出を促進するため、産学官連携で実施する技術・商品開発費用の一部を支援する事業を行ったほか、「KCみやぎ推進事業」において、技術相談や産学共同研究会の運営等により、県内企業のものづくり基盤技術の高度化を支援しました。

KCみやぎ推進事業実績

	R3	R4	R5
企業からの学術機関に対する相談件数	884 件	843 件	926 件
産学共同研究会	7 件	7 件	8 件

施策4 資金の供給の円滑化

中小企業等の経営の安定のための資金供給のほか、物価高騰やコロナ禍をはじめとする経済情勢の変化や自然災害等へ迅速に対応するため、利用しやすく、ニーズに応じた県融資制度を構築しました。また、事業規模拡大など、成長のための資金についても支援を実施しました。

資金供給支援事業実績（数値は令和5年度実績）

	件数	金額
中小企業金融対策事業	新規融資 5,908 件	106,586,468 千円
中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業	貸付実行 7 件	309,540 千円

施策5 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進

関係機関と連携し、学校教育段階からの職業観の醸成を図ったほか、雇用のミスマッチを解消し、企業が求める人材と働きたい職場のマッチングが円滑に進むよう、みやぎジョブカフェや地学地就コーディネーターなどによる各種就職支援を実施しました。また、高度IT人材の育成など産業人材育成の体制整備に取り組んだほか、女性や中高年齢者、障害者等の雇用についても事業者を支援しました。

人材育成及び就職支援事業実績

	R3	R4	R5
プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 (成約(採用)件数)	246 件	242 件	350 件
若年者就職支援ワストップセンター設置事業 (利用者数)	8,506 人	8,212 人	8,571 人
障害者雇用プラスワン事業 (就職件数)	110 件	87 件	235 件

施策6 産業の集積等

地域の特性に応じた産業の集積による中小企業等の振興を図るため、特に、自動車関連産業や高度電子機械産業をはじめとした企業誘致を進めており、工業団地への立地や工場等の新增設等に対する支援を行ったほか、誘致企業と地元中小企業等との取引拡大に向けた支援などを実施しました。

みやぎ企業立地奨励金交付事業実績

	R3	R4	R5
交付件数	32 件	26 件	16 件

自動車関連産業特別支援事業実績

	R3	R4	R5
県内企業の新規受注件数	22 件	23 件	20 件
展示商談会開催、出展支援	3 件 (延べ 21 社展示)	3 件 (延べ 17 社展示)	7 件 (延べ 34 社展示)
自動車技術研修参加企業	21 社	16 社	14 社
生産現場改善	個別 4 社 集合 39 社	個別 7 社 集合 28 社	個別 5 社 集合 38 社

施策7 商業の振興等

次世代を見据えた持続的で発展的な商店街の構築を支援したほか、商店街活動の新たな担い手や中心人物の創出を支援し、魅力ある商店街の形成を促進しました。また、従来の商業機能を強化・補完するための新たな販売手法の取組への助成を実施しました。

次世代型商店街形成支援事業実績

	R3	R4	R5
商店街ビジョン形成	2 件	2 件	1 件
課題解決支援	3 件	3 件	1 件

商店街NEXTリーダー創出事業実績

	R3	R4	R5
基礎講座修了者	5 名	11 名	13 名
セミナー参加者	45 名	35 名	49 名

施策8 地域資源の活用等

農林水産資源を活用した新製品開発、販路拡大等の取組、6次産業化等の農商工・企業間連携の促進に関する取組、「食材王国みやぎ」の全国的なイメージ定着を図るため農林水産物のブランド化や食の安全安心に関する取組に対する支援を実施しました。また、交流人口や関係人口の拡大に向け、宮城の魅力ある観光資源を全国に発信する観光キャンペーンを実施したほか、観光客の受入環境整備を行いました。

農山漁村発イノベーションサポート事業

	R3	R4	R5
重点支援	—	4 者	4 者
人材育成研修参加者	—	12 名	10 名

食材王国みやぎの「食」ブランド化推進プログラム事業

	R3	R4	R5
食材王国フェア開催	延べ 463 日間	延べ 152 日間	延べ 321 日間

施策9 事業承継への支援

中小企業等が円滑に事業の承継を行うことができるよう、商工会・商工会議所、金融機関等など宮城県事業承継ネットワーク構成機関（111機関）による事業承継診断等を通じて、事業承継に向けた早期準備を促すための支援ニーズの掘り起こし強化を図ったほか、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターなどと連携して、専門家派遣等を行い、M&Aに代表される様々な手段の活用を希望する事業者を支援しました。

事業承継支援事業実績

	R3	R4	R5
事業承継ネットワーク構成機関による事業承継診断件数	4,151 件	5,026 件	3,557 件
事業承継税制認定件数	13 件	19 件	23 件

施策 10 災害発生後における支援

中小企業等が東日本大震災からの復興を早期に実現するため、被災施設等の復旧や事業再生のため、補助、融資等を実施したほか、専門家による相談助言などによる支援を行いました。また、コロナ禍や物価高騰など経営環境の急激な変化に対応し、中小企業等の事業継続を支援するため、金融対策のほか各種支援策を講じました。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）による支援状況
（平成 23 年度から令和 5 年度の累計）

	件数等
認定件数	385 件（グループ）
交付決定件数	4,487 件
当初交付決定額	2,819.6 億円

復興企業相談助言事業実績

	R3	R4	R5
相談助言事業	26 者（152 回）	28 者（135 回）	29 者（134 回）
フォローアップ事業	397 者（705 回）	395 者（755 回）	391 者（775 回）

中小企業等再起支援事業実績

	R3	R4	R5
交付決定件数	743 件	1,211 件	1,006 件
交付額	604,482 千円	981,013 千円	838,594 千円

2 第三期基本計画の評価

本基本計画を策定により、中小企業・小規模事業者の振興に向けた県の責務、事業者に対する県の取組の方向性を示すとともに、支援施策全体を明らかにしています。

また、条例の規定に基づき毎年度実施している施策の検証作業のなかでは、商工会や商工会議所等の支援団体との意見交換を通じて、地域の中小企業等の実情を把握し、事業者や支援機関の意見を県の施策に反映させる仕組みが構築されています。これらは本計画策定の成果であるといえます。

施策の実施状況に対する支援団体、金融機関、市町村からの意見としては、各種施策が概ね効果的に実施されていることを評価する意見が寄せられており、企業のデジタル化推進などの経営の革新や、事業者への各種融資制度など資金供給の円滑化に関する各種支援策を評価する意見が多くみられたほか、その他の施策についても総じて評価されています。

一方で、今後見込まれる人口減少に向けた対応として、事業承継など後継者不足への対応に関する意見や、人材確保・育成等の充実、事業者の一層の生産性向上等に向けた施策の充実・強化のほか、足下の物価高騰等への対応に関する意見が寄せられています。

このような意見を踏まえ、第四期基本計画においては、関係機関と緊密に連携し、人口減少等社会情勢の大きな変化を踏まえた支援に取り組んでいくとともに、各種施策が効果的に推進されるよう努めていくこととします。

(参考)

令和6年度実施（令和5年度事業の評価）

宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画 実施状況調査結果

【施策別評価(割合)】

施策項目	とても評価する	どちらかといえば評価	どちらともいえない	どちらかといえば評価	評価しない
○施策1 経営の革新等	50.6%	44.3%	5.1%	0.0%	0.0%
○施策2 国内外における販路開拓等及び受注機会の確保	43.6%	46.2%	10.3%	0.0%	0.0%
○施策3 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進	34.2%	46.1%	19.7%	0.0%	0.0%
○施策4 資金の供給の円滑化	50.6%	41.6%	7.8%	0.0%	0.0%
○施策5 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進	27.6%	57.9%	14.5%	0.0%	0.0%
○施策6 産業の集積等	37.7%	46.4%	14.5%	1.4%	0.0%
○施策7 商業の振興等	40.8%	38.0%	19.7%	1.4%	0.0%
○施策8 地域資源の活用等	28.4%	60.8%	10.8%	0.0%	0.0%
○施策9 事業承継への支援	39.5%	43.4%	17.1%	0.0%	0.0%
○施策10 災害発生後における支援	42.5%	47.9%	9.6%	0.0%	0.0%
計	39.7%	47.3%	12.8%	0.3%	0.0%

86.9%

Ⅱ 本県の中小企業・小規模事業者の現状

1 中小企業・小規模事業者の実態

(1) 企業数

本県の企業数合計に占める中小企業数の構成比は99.8%、小規模事業者数の構成比が84.1%と、全国と同様に高い比率となっています。

	年	中小企業		うち小規模事業者		大企業		企業数 合計
		企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	
全国	2014	3,809,228	99.7	3,252,254	85.1	11,110	0.3	3,820,338
	2016	3,578,176	99.7	3,048,390	84.9	11,157	0.3	3,589,333
	2021	3,364,891	99.7	2,853,356	84.5	10,364	0.3	3,375,255
宮城県	2014	61,685	99.8	52,151	84.4	134	0.2	61,819
	2016	59,314	99.8	50,049	84.2	144	0.2	59,458
	2021	56,023	99.8	47,232	84.1	119	0.2	56,142

資料：中小企業白書・小規模企業白書（2024年版）

(2) 企業従業者数

本県の従業者数に占める中小企業の従業者数の構成比は、86.1%、小規模事業者の従業者数の構成比が26.9%と、いずれも全国より高い比率となっています。

	年	中小企業		うち小規模事業者		大企業		従業者数 合計
		従業者数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)	
全国	2014	33,609,810	70.1	11,268,566	23.5	14,325,652	29.9	47,935,462
	2016	32,201,032	68.8	10,437,271	22.3	14,588,963	31.2	46,789,995
	2021	33,098,442	69.7	9,725,922	20.5	14,384,830	30.3	47,483,272
宮城県	2014	532,834	85.1	185,735	29.7	93,375	14.9	626,209
	2016	528,256	84.6	177,092	28.4	96,276	15.4	624,532
	2021	534,626	86.1	166,830	26.9	86,105	13.9	620,731

資料：中小企業白書・小規模企業白書（2024年版）

(参考)「中小企業」と「小規模事業者」について

中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいいます。また、小規模事業者とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいいます。「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、下記に該当するものを指します。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種(②から④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(3) 業種別企業等数

本県の業種別企業等の構成比は、全国と同じような傾向にあります。全国に比べて建設業の割合が2.5ポイント高く、製造業の割合が3.4ポイント低くなっています。

全国			
順位	業種	企業等数	構成比
1	卸売業、小売業	733,042	21.7%
2	建設業	425,250	12.6%
3	宿泊業、飲食サービス業	425,056	12.6%
4	製造業	337,490	10.0%
5	生活関連サービス業、娯楽業	330,889	9.8%
6	不動産業、物品賃貸業	324,544	9.6%
7	医療、福祉	205,984	6.1%
8	学術研究、専門・技術サービス業	203,556	6.0%
9	その他（他に分類されないもの）	140,182	4.2%
10	教育、学習支援業	94,185	2.8%
11	運輸業、郵便業	65,106	1.9%
12	情報通信業	55,731	1.7%
13	金融業、保険業	28,923	0.9%
14	電気・ガス・熱供給・水道業	5,317	0.2%
合計		3,375,255	100.0%

宮城県			
順位	業種	企業等数	構成比
1	卸売業、小売業	12,385	22.1%
2	建設業	8,482	15.1%
3	宿泊業、飲食サービス業	6,825	12.2%
4	生活関連サービス業、娯楽業	6,206	11.1%
5	不動産業、物品賃貸業	5,524	9.8%
6	製造業	3,714	6.6%
7	医療、福祉	3,273	5.8%
8	学術研究、専門・技術サービス業	3,173	5.7%
9	その他（他に分類されないもの）	2,504	4.5%
10	教育、学習支援業	1,532	2.7%
11	運輸業、郵便業	1,424	2.5%
12	情報通信業	556	1.0%
13	金融業、保険業	480	0.9%
14	電気・ガス・熱供給・水道業	64	0.1%
合計		56,142	100.0%

資料：令和3年経済センサス-活動調査

(4) 業種別従業者数

本県の業種別従業者数の構成比は、全国と同じような傾向にあります。全国に比べて建設業、電気・ガス等の割合が高く、情報通信業、金融業、保険業等の割合が低くなっています。

全国			
順位	業種	従業者数	構成比
1	卸売業、小売業	10,541,662	22.2%
2	製造業	9,534,962	20.1%
3	その他（他に分類されないもの）	4,785,900	10.1%
4	宿泊業、飲食サービス業	4,352,412	9.2%
5	建設業	3,769,623	7.9%
6	運輸業、郵便業	3,137,065	6.6%
7	医療、福祉	2,158,607	4.5%
8	生活関連サービス業、娯楽業	1,987,907	4.2%
9	情報通信業	1,913,944	4.0%
10	学術研究、専門・技術サービス業	1,605,206	3.4%
11	不動産業、物品賃貸業	1,533,858	3.2%
12	金融業、保険業	1,256,483	2.6%
13	教育、学習支援業	692,789	1.5%
14	電気・ガス・熱供給・水道業	212,854	0.4%
合計		47,483,272	100.0%

宮城県			
順位	業種	従業者数	構成比
1	卸売業、小売業	147,212	23.7%
2	製造業	90,491	14.6%
3	建設業	88,808	14.3%
4	宿泊業、飲食サービス業	56,670	9.1%
5	その他（他に分類されないもの）	51,281	8.3%
6	運輸業、郵便業	40,880	6.6%
7	医療、福祉	31,579	5.1%
8	生活関連サービス業、娯楽業	28,846	4.6%
9	不動産業、物品賃貸業	23,628	3.8%
10	学術研究、専門・技術サービス業	20,152	3.2%
11	情報通信業	12,743	2.1%
12	電気・ガス・熱供給・水道業	12,022	1.9%
13	教育、学習支援業	8,689	1.4%
14	金融業、保険業	7,730	1.2%
合計		620,731	100.0%

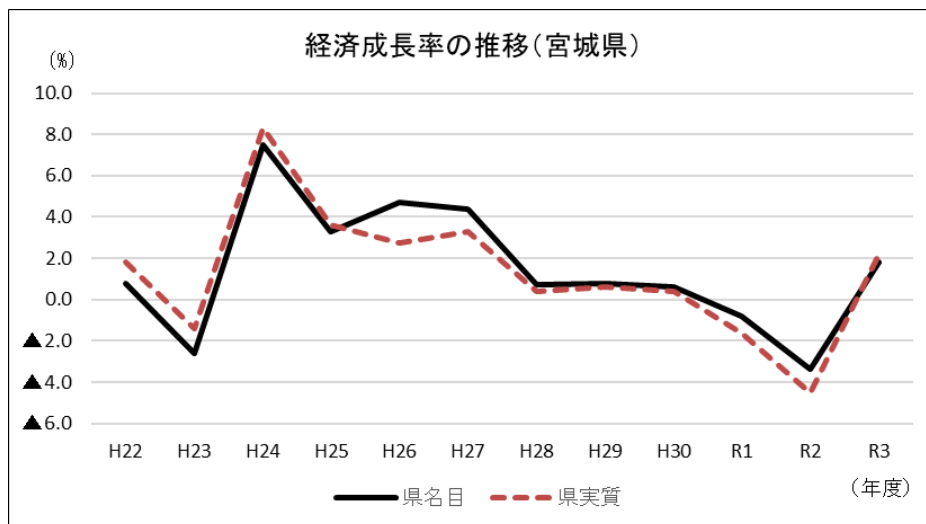
資料：令和3年経済センサス-活動調査

2 日本を取り巻く社会経済情勢と宮城県の現状

(1) 経済成長と将来人口

① 経済成長率の推移（宮城県・全国）

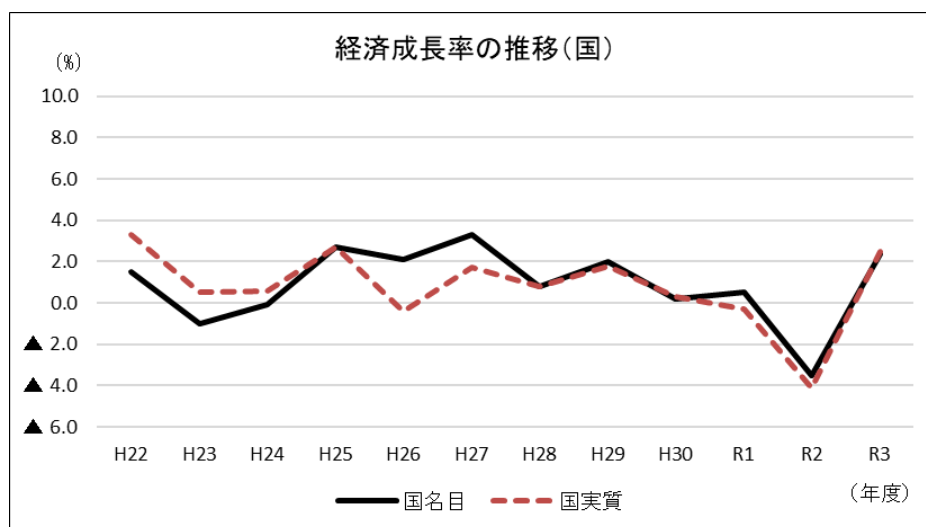
本県の経済成長率は、近年、名目・実質ともにプラス成長となっていました。東日本大震災の復旧・復興関連など公共土木工事の減少の影響もあり、令和元年度は、名目・実質ともに8年ぶりのマイナス成長となりました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりさらに落ち込みましたが、令和3年度は持ち直し、名目・実質ともに3年ぶりのプラス成長となりました。



資料：県統計課「宮城県民経済計算」

(参考) 経済成長率

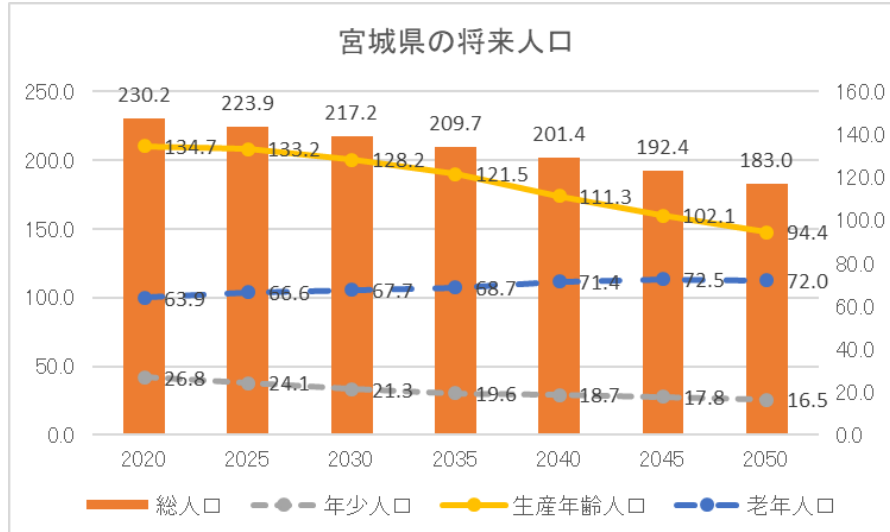
- ・ 県内総生産の対前年度増加率。
- ・ 名目値は、実際に市場で取引されている価格に基づいて推計された値。物価の変動分を含む。
経済規模や経済活動別の構成比の比較などには通常名目値を用いる。
- ・ 実質値は、物価の変動による影響をデフレーター（名目値から実質値を求める際に用いられる物価指数）により除去した値。実質値の増加率は物価上昇期には名目値よりも低く、物価下降期には高くなる。経済成長率の推移を見る場合は、通常、実質値を用いる。



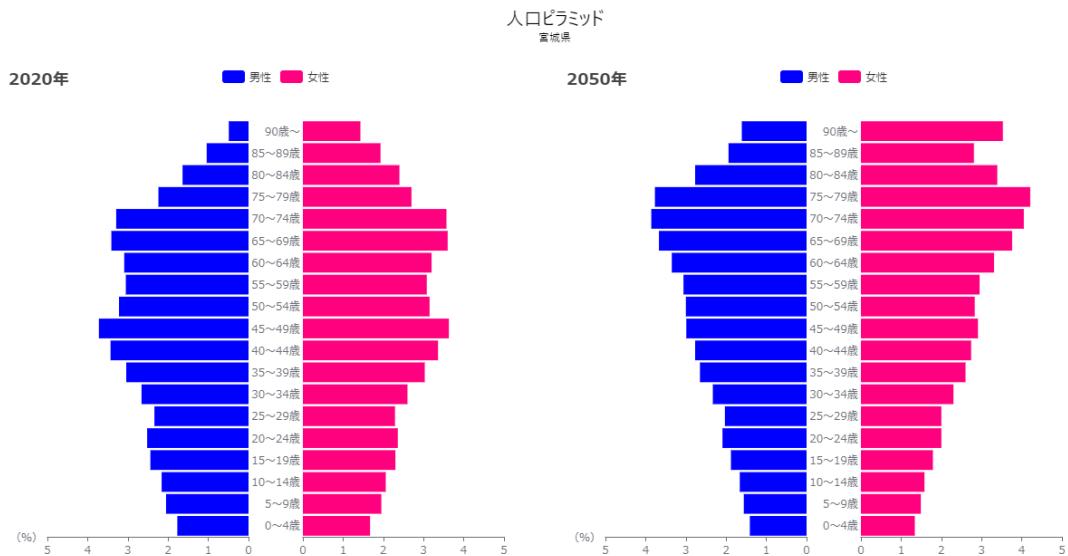
資料：内閣府「国民経済計算年報」

②将来人口（宮城県）

宮城県の将来人口は、年少人口（１４歳以下）と生産年齢人口（１５歳～６４歳）の減少を伴いながら今後さらに減少し、２０５０年に総人口は１８３万人となることが見込まれています。一方で、老年人口（６５歳以上）は今後も増加が見込まれ、２０５０年予測の人口ピラミッドでは、７０歳台が男女ともにボリュームゾーンとなる見込みです。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

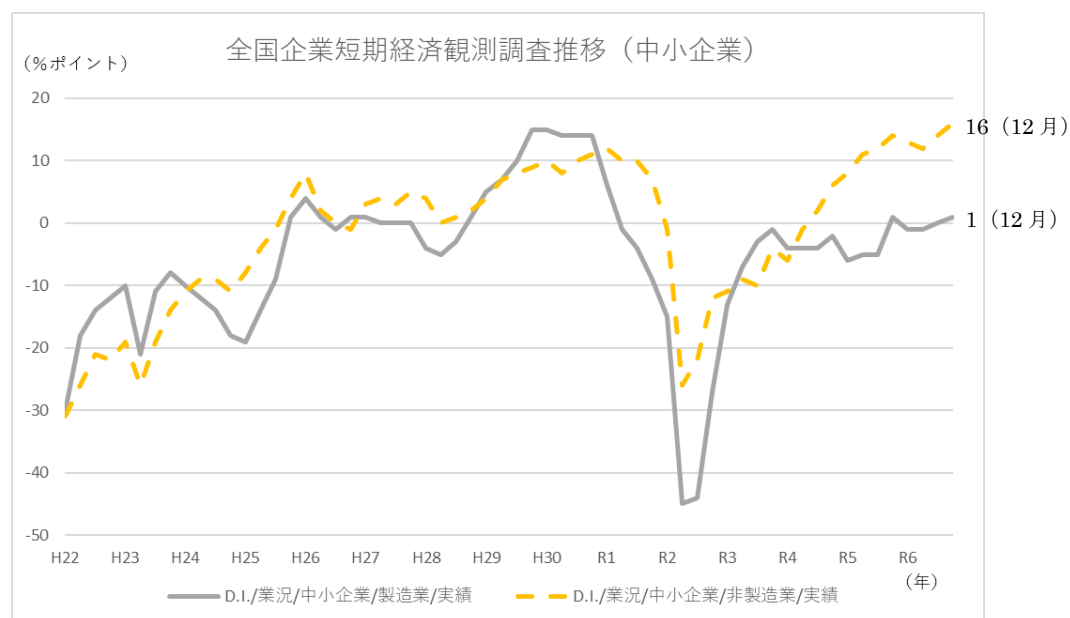
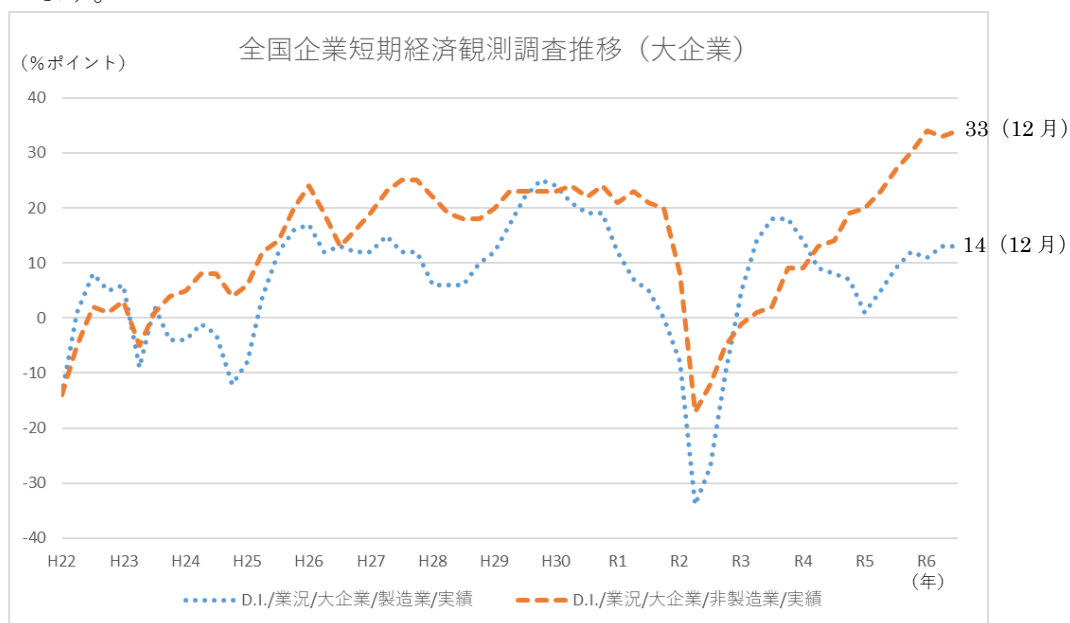


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

(2) 景気や物価、雇用の状況

① 業況判断D Iの推移（全国）

平成20年のリーマンショック後、東日本大震災や平成26年4月の消費税率引き上げの影響で落ち込みはあるものの、総じて緩やかな回復基調で推移してきました。令和元年10月の消費税率引き上げに伴う反動減や、令和2年前半からの新型コロナウイルス感染症の影響による経済社会活動の停滞により、リーマンショック時を超える大幅な低下となったものの、その後は徐々に回復傾向にあります。



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

（参考）業況判断D I

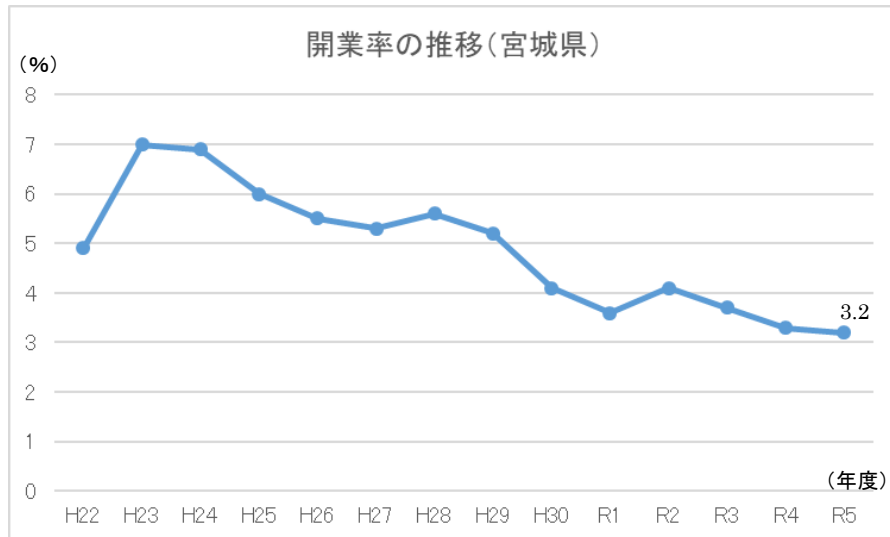
- ・収益を中心とした業況についての全体的な判断を示す。
- ・「良い」「さほど良くない」「悪い」の3つの選択肢の中から1つを回答してもらい、それぞれの回答社数の構成比を計算した上で、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出している。（例：良い30%－悪い10%＝業況判断D I 20%）

②開業率の推移（宮城県）

本県の開業率は、平成24年度以降、減少傾向が続いています。

（参考）開業率

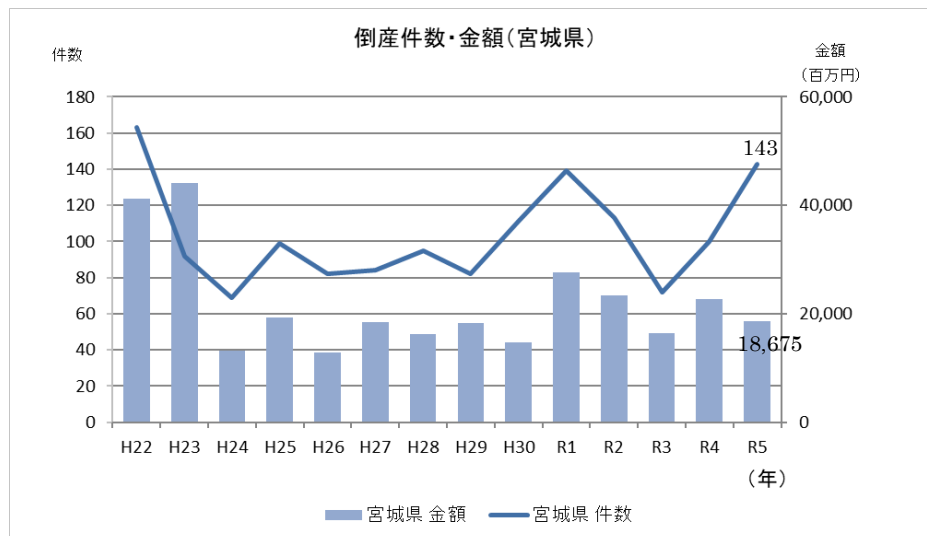
- ・雇用保険事業年報の数値から作成
当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数×100
- ・なお、従業員を雇用しない新規開業事業所は含まない。



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」

③倒産件数の推移（宮城県）

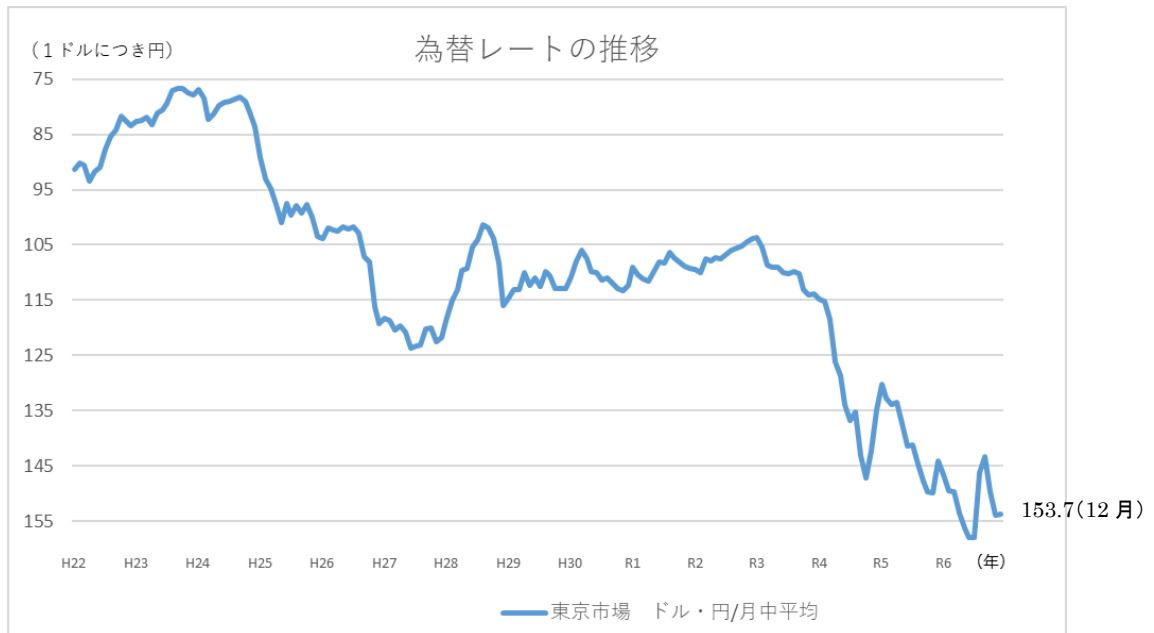
本県の企業の倒産件数（負債総額1千万円以上）の推移を見ると、令和3年は、新型コロナウイルス感染症対策の国や自治体、金融機関による各種支援が行われたことにより倒産が抑制されたと見られますが、その後は再び増加に転じています。



資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

④為替の動向

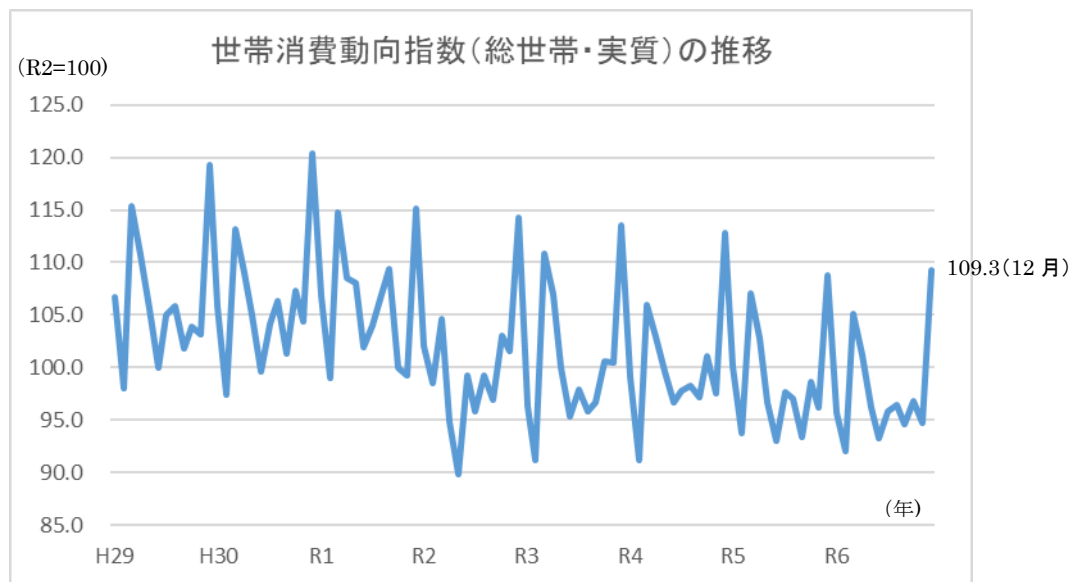
為替レートは円安傾向が続いており、輸入原材料価格の高騰などにより物価高の要因と考えられます。



資料：日本銀行「為替相場（東京インターバンク相場）」

⑤世帯消費の状況（全国）

世帯消費動向指数は、月ごとの変動はありますが、令和2年以降、100を下回る月が多くなっています。



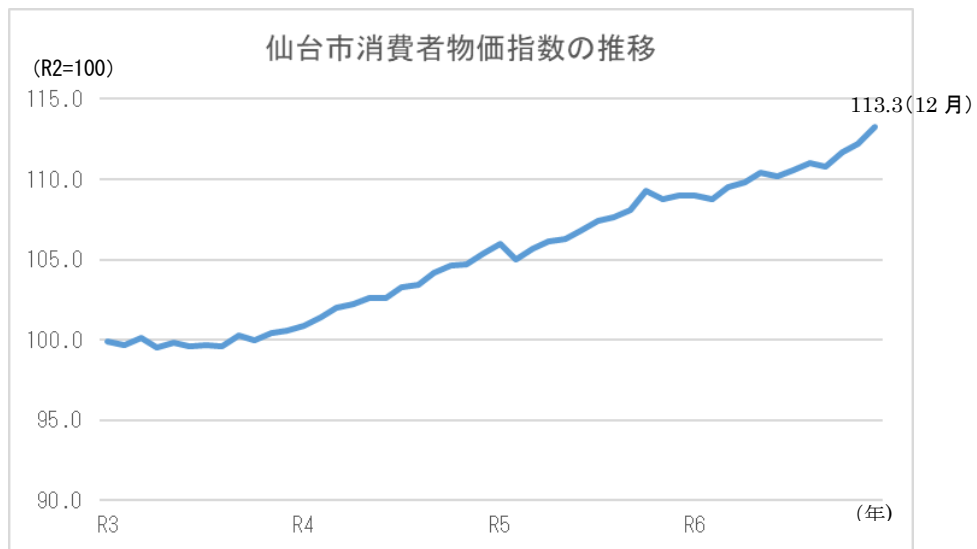
資料：総務省「消費動向指数」

(参考) 世帯消費動向指数

- ・世帯における平均消費支出額について、基準年の平均月額を100として表す指数。

⑥物価の推移（宮城県・全国）

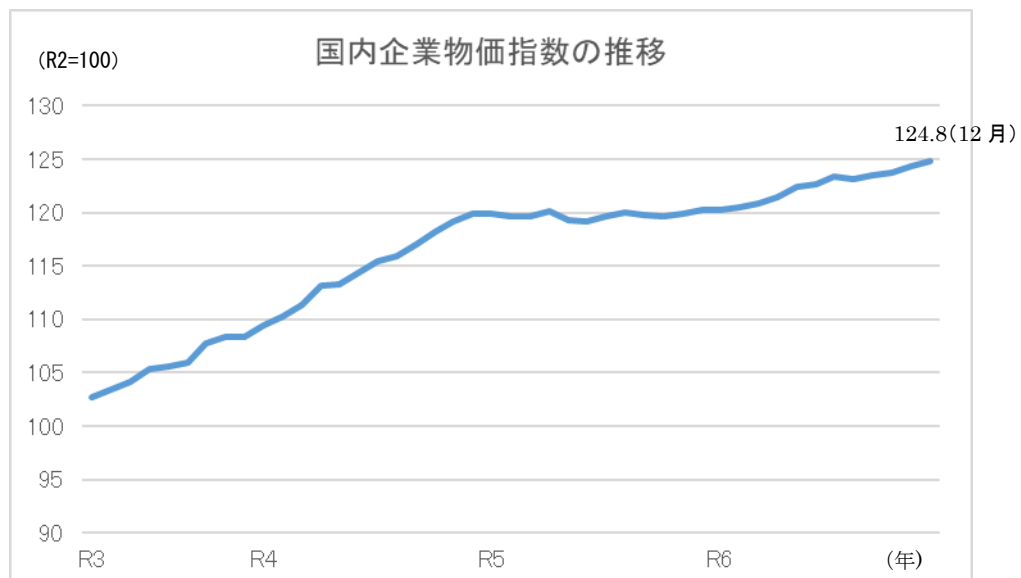
仙台市消費者物価指数は、上昇傾向が続いています。また、国内企業物価指数も、同様に上昇傾向が続いています。



資料：県統計課「仙台市消費動向指数」

（参考）消費者物価指数

- ・物価の変動を時系列的に測定するもので、基準となる時点と比べて、どの程度上昇、または下落したかを比率で表した数値。
- ・指数の計算に採用する品目は、世帯が購入する多種多様な財及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、継続調査が可能であることなどの観点から選定している。



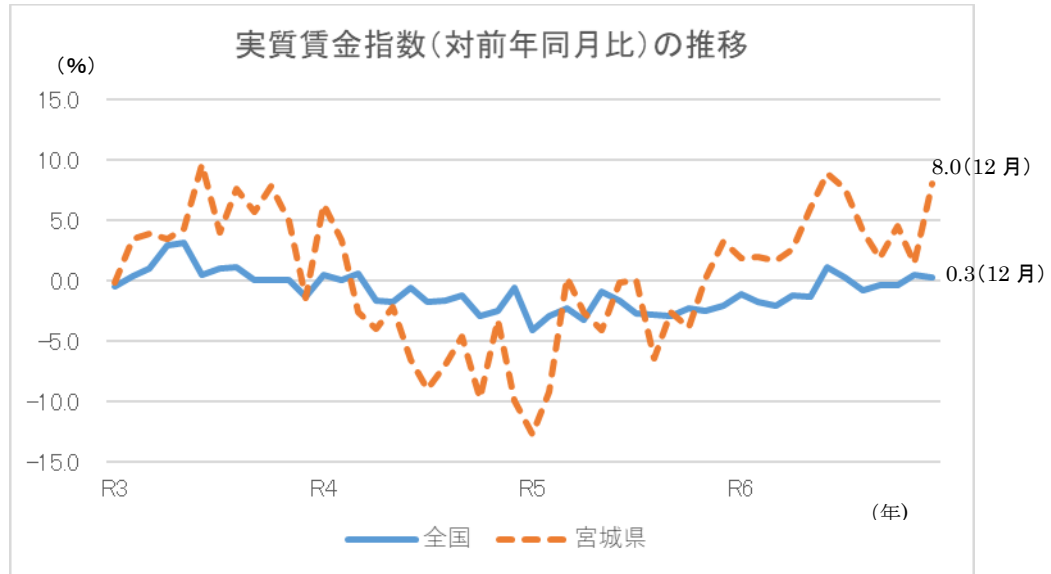
資料：日本銀行「企業物価指数」

（参考）国内企業物価指数

- ・国内で生産した国内需要家向けの財（国内市場を經由して最終的に輸出するものを除く）を対象とし、原則、生産者段階における出荷時点の価格を調査している。

⑦実質賃金の推移（宮城県・全国）

本県の実質賃金指数（対前年同月比）は、令和5年11月以降、プラスが続いています。



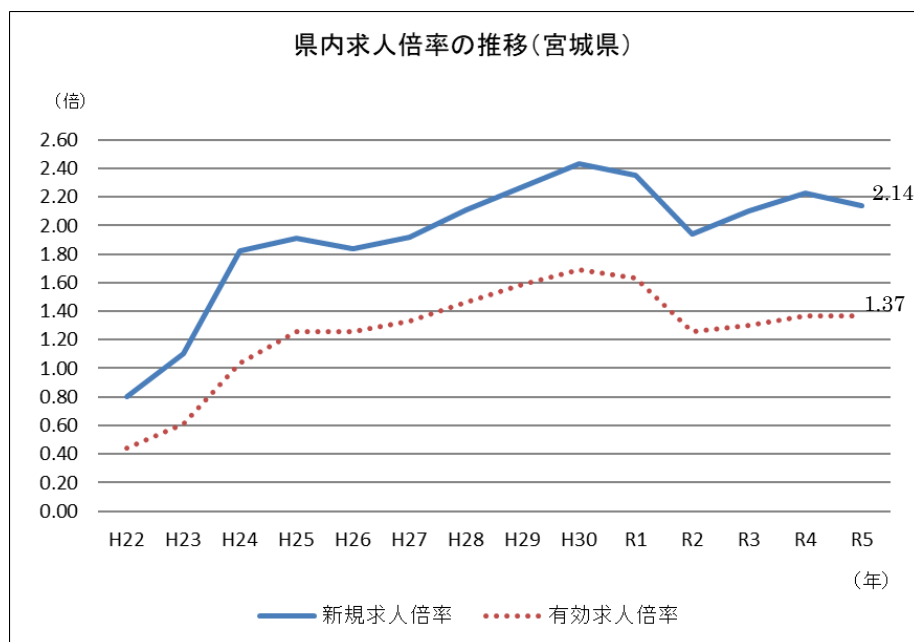
資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、県統計課「みやぎの雇用と賃金」

（参考）実質賃金

- ・物価変動の影響を取り除いた購買力を表す。
- ・賃金が一定である場合、物価が上がれば実質賃金は低下し、逆に、物価が下がれば実質賃金は上昇する。

⑧有効求人倍率の推移（宮城県）

本県の有効求人倍率は、平成24年以降、1倍を上回る状況（求人が求職を上回る状況）が続いています。

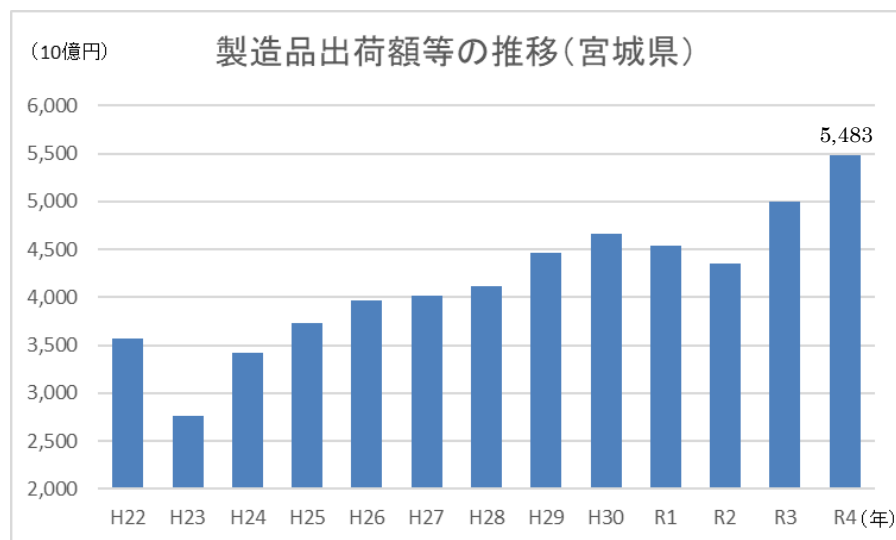


資料：宮城労働局「労働関係主要指標」

(3) ものづくりと観光の状況

①製造品出荷額等の推移（宮城県）

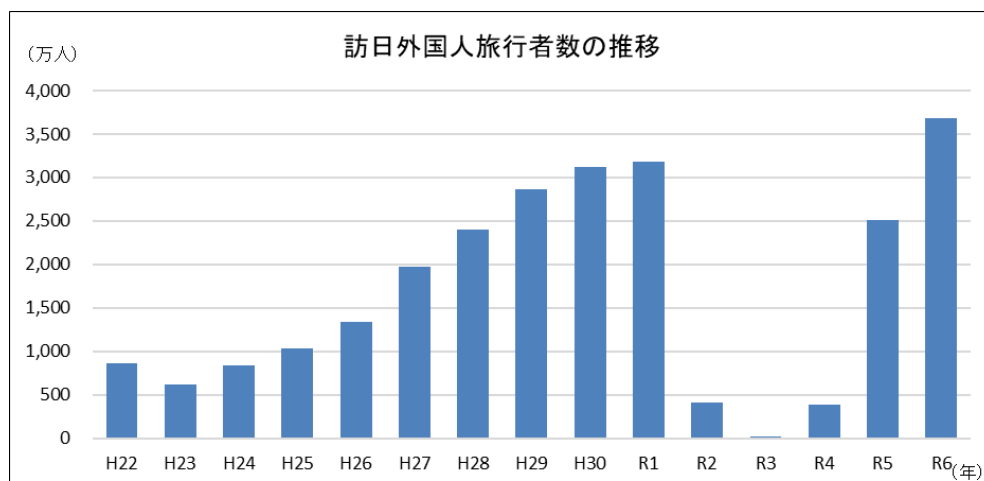
本県の製造品出荷額等は、東日本大震災翌年の平成24年以降増加傾向にあります。



資料：県統計課「宮城県の工業」、経済産業省「経済構造実態調査」

②訪日外国人旅行者数の推移（全国）

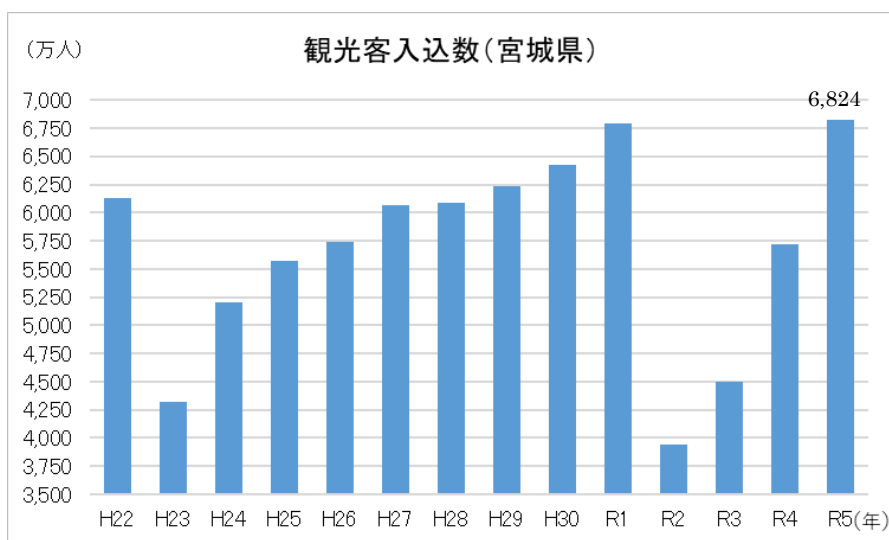
訪日外国人旅行者数は、平成23年以降増加を続け、平成30年には初めて年間3千万人を突破し、令和元年には年間3,188万人となりました。その後、新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受けましたが、令和6年は過去最高を更新しました。



資料：日本政府観光局（J N T O）「国籍/月別 訪日外客数」

③観光客入込数等の推移（宮城県）

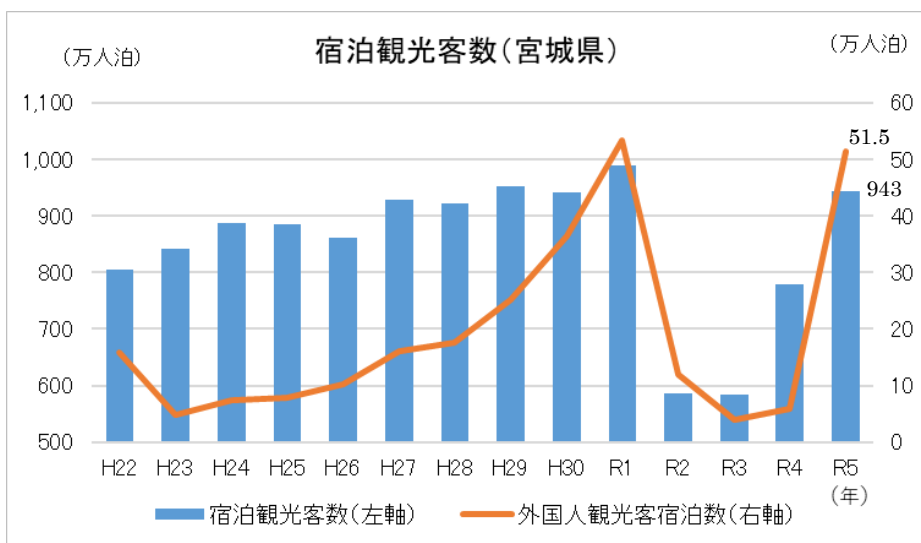
観光客入込数は、令和元年には6,796万人と過去最高となりました。その後、新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受けましたが、令和5年は過去最高を更新しました。



資料：県観光戦略課 「観光統計概要」

(参考) 観光客入込数

- ・1年間に県内観光地を訪れた延べ人数。



資料：県観光戦略課 「観光統計概要」

3 中小企業・小規模事業者に関する法律制定及び改正

平成25年6月に、「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）」が制定されました。この法律では、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等が規定され、施策の方針に小規模企業の活性化が明記されるとともに、中小企業施策として今日的に重要な事項として、海外展開、ITの活用、事業承継の円滑化等が新たに規定されるなど、あわせて8本の法律を改正するものとなっています。平成26年6月には、「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」が制定されました。

小規模企業振興基本法には、平成25年に改正された中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」が位置付けられています。

平成26年10月には同基本法に基づき、小規模企業に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための「小規模企業振興基本計画」が閣議決定されました。

一方、小規模支援法では、これまで小規模事業者の経営相談に応じてきた商工会及び商工会議所が、市町村や金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取組を強力に支援する体制を整備するものとなっています。具体的には、小規模事業者の課題に対し、事業者寄り添って支援（伴走型の支援）をする商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画」を作成して国の認定を受けた上で、市町村や地域の金融機関等、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援することなどが規定され、国が計画を認定する際には、県知事の意見を聴くといった内容も盛り込まれました。また、平成元年7月の改正により商工会・商工会議所が関係市町村と共同で「事業継続力強化支援計画」を作成して県の認定を受け、小規模事業者による自然災害等への事前の備えや事後のいち早い復旧を支援するための体制・取組が強化されました。

平成28年7月には、中小企業等の生産性を高めるための政策的な枠組みである「中小企業等経営強化法」が制定され、「経営力向上計画」を作成し認定を受けることで各種支援措置を受けることができるとされたほか、令和3年2月の改正により中堅企業への成長段階にある企業も対象に加わったところです。

さらに令和3年6月には、成長戦略実行計画が閣議決定され、足腰の強い中小企業の構築に向けて、中小企業の成長を通じた労働生産性の向上、大企業と中小企業の取引の適正化、地域の中小企業・小規模事業者への支援強化等が求められることになりました。

Ⅲ 中小企業・小規模事業者の振興のあり方について

1 関係機関の意見

第四期基本計画の策定に当たって、県では、支援団体や金融機関等、市町村などから意見聴取を行い、次のような意見を頂いています。

【人口減少への対応】

- ・深刻化する人手不足への対応として、多様な人材が活躍できる環境づくりの推進や、経営資源を補完・補強し合う、協同での取組に対する支援を求める。(商工団体)

【物価高騰・賃上げへの対応】

- ・賃上げ等の処遇改善のための原資の確保に向けた価格転嫁支援や、経営コスト削減、生産性向上のための支援が不可欠である。(商工団体)
- ・多くの中小企業が防衛的視点から賃上げに取り組まざるを得ない状況にあるが、事業を再定義し、真に顧客に支持される商品・サービスを生み出すことが本質的な課題と考える。(商工団体)
- ・人手不足やエネルギー・物価高騰が大きな課題となっている。新たな雇用の創出や労働環境・給与待遇の改善、過疎地域の活性化につながるような取り組みを行う事業者に対する支援施策が求められると考える。(市町村)

【良質な雇用の実現】

- ・多くの中小企業者において、人手不足や新たな人材確保が厳しい状況を踏まえ、離職防止や意欲向上に繋がる施策の充実・強化が必要。(支援団体)

【デジタル化の推進】

- ・デジタル化やデジタル人材の育成への対応については、緊急性・重要性が高いことから、支援ニーズに応じた施策を検討していくことが必要。(支援団体)
- ・今後の経済環境において、デジタル化の推進は避けて通れない課題。企業がデジタル技術を効果的に活用し、生産性の向上や新たなビジネスモデルの確立を図れるよう、支援策を更に強化されたい。(商工団体)

【その他】

- ・創業や技術開発など、様々なステージにおける中小企業・小規模事業者への支援は不可欠であり、継続して推進していただきたい。(市町村)
- ・事業承継に向けた取組について、事業者ニーズに対応した円滑な事業承継を支援する体制が構築されている。引き続き、支援制度の周知や事業承継ネットワークの連携強化を求める。(金融機関)
- ・今後も、事業者のライフステージごとのニーズ・課題に対応できる資金供給の施策の充実・強化を願う。(金融機関)
- ・多種多様な事業が展開されているが、一方で、支援施策の認知不足や、補助事業の募集期間などの使い勝手への配慮を求める。(商工団体)

2 中小企業・小規模事業者の振興施策を考える上での着眼点

「Ⅰ 第三期基本計画の実施状況の検証」、「Ⅱ 本県の中小企業・小規模事業者の現状」及び「Ⅲ－1 関係機関の意見」等を踏まえ、県では第四期基本計画において、中小企業・小規模事業者の振興施策を立案する上で、次のような視点が欠かせないものと考えます。

(1) 今後の人口減少への視点

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2020年に約230万人だった宮城県の人口は2050年には約2割減の約183万人になると見込まれています。この人口減少は県内一様ではなく、市町村単位で見ると5割以上の減少が見込まれる地域もあります。

人口減少に伴い既存事業の担い手が不足するほか、新たな事業展開などの戦略的な取組の担い手不足も見込まれ、企業の成長戦略や事業継続に影響が出ることが懸念されます。また、市場規模も縮小することから、これまでのビジネスモデルを継続しているだけでは事業継続が困難になることも予想されます。さらに、人口減少が著しく進むと、現在、中小企業・小規模事業者が地域に提供しているサービスが継続されるかどうか、住民生活の維持にもより大きく影響することになります。

このため、県内産業人材の確保、育成に向けた施策を継続して実施していくとともに、限られた経営資源の有効活用に向けた創意工夫の取組に対する支援を積極的に推進していく必要があります。

また、M&A（合併・買収）の手法も含めた事業承継、スタートアップによる雇用創出などにより、経営資源の再編や再配分を進めていく視点も必要です。

(2) 物価高騰を上回る賃上げと持続的な成長への視点

県内中小企業・小規模事業者は、円安に伴うエネルギー価格等の物価高騰に加え、人口減少による人手不足や消費の減少等の事業環境の変化により、厳しい経営状況が続いています。

このような中、中小企業・小規模事業者の持続的な成長を実現していくためには、中小企業・小規模事業者が「稼ぐ力」をつけ、物価高騰を上回る賃上げを通じて経営を維持、成長させていく好循環が必要です。

中小企業・小規模事業者が「稼ぐ力」を獲得していくためには、事業者が自らの経営ビジョンを明確にした上で、自社の強みを活かし、事業環境の変化に合わせた見直しを適切に行っていくことが重要となります。

生産性の向上、販路拡大、新事業・商品・サービスの開発などの取組を、積極的に支援していく必要があるほか、物価高騰に対応して原材料価格や労務費などのコスト増加分を適切に価格転嫁することで、事業者が適正な利益を確保し、持続的な賃上げを実現していく環境づくりを後押ししていく視点も必要です。

(3) 良質な雇用の実現への視点

県内の大学等新卒者は、その半数以上が県外に就職しており、人手不足や後継者不足は経営のリスクとなっています。

中小企業・小規模事業者が、事業の担い手となる人材を確保し、定着させていくためには、従業員の可処分所得・可処分時間を拡大し、働きやすく、子育てのしやすい職場

環境を整えるといった良質な雇用の創出が不可欠です。

良質な雇用の創出に向けては、賃上げへの取組はもとより、特に、女性・若者・子育て世代も働きやすい、柔軟で多様な働き方の実現に向けて取り組んでいくことが重要です。このため、福利厚生等の制度の改善・充実のみならず、様々な視点から、従業員が働きやすく、「ワークエンゲイジメント（働きがい）」の高い職場環境の実現に向けた取組を支援していく視点が必要です。

（４）デジタル化・DXへの視点

事業者の事務作業のみならず、経済活動そのもののデジタル化が進む中、「令和６年度宮城県内企業等のデジタル化・DXに関するアンケート」によると、「デジタル化が進んでない」と回答した企業は依然として約５割であり、中小企業・小規模事業者のデジタル化に向けた取組を引き続き支援していくことが求められています。

あわせて、事業者のデジタル化の推進には、デジタル人材の確保・育成が必要不可欠であり、効果的な支援を実施していく必要があります。

さらに、県内中小企業・小規模事業者のデジタル化を大きく進展させ、業務効率化による経費削減や従業員の負担軽減、顧客へのサービス向上など、収益拡大につなげていくDXへの視点も重要です。

一方では、サイバー攻撃などのリスクに対応した情報セキュリティ対策への目配りも、デジタル化とともに考慮すべき重要な視点です。

（５）事業者の立場に立った支援と情報発信への視点

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は大きく変化しつつあり、経営を維持・成長させていくための課題も複雑化しています。中小企業・小規模事業者の課題解決を後押しするため、その実情やニーズを的確に正しく把握し、施策立案に反映させていくことが必要です。また、支援を必要とする事業者に支援情報がしっかり届いているか、常に改善をしていく視点を持つことが重要です。

3 中小企業・小規模事業者の振興に係る重点的な取組

本計画期間中は、以下の5点を特に意識して重点的に取り組んでいきます。

(1) 人口減少を見据えた経営革新に対する支援

- 人口減少に伴い、地域における生産年齢人口や市場規模が縮小していくことが想定される中、県内中小企業・小規模事業者が、限られた経営資源を有効活用し、事業の継続・成長を図っていくためには、事業者間の連携・共同などによる経営革新の視点も必要です。このことから、複数企業の戦略的連携による、イノベーション創出に向けた技術・ノウハウの共有、生産設備等の共通化などの事業の共同推進、商品・サービスの開発・生産・販売、合同研修や人事交流などの人材育成、バックオフィス業務の共同処理など、事業者間の連携・共同の視点による取組を積極的に支援します。

(2) 「稼ぐ力」の強化と持続的な成長に向けた支援

- 中小企業・小規模事業者の経営力強化と持続的な成長に向け、各支援機関との連携により、経営環境の変化等を踏まえた事業計画策定の支援や、事業計画に基づく生産性の向上、販路拡大、新事業・商品・サービスの開発、適正な価格転嫁に向けた取組など「稼ぐ力」の強化を支援するほか、円滑な資金供給等の支援を実施します。
- 特に、県内企業の84.1%を占める小規模事業者に対しては、商工会・商工会議所や(公財)みやぎ産業振興機構と連携し、専門家派遣にかかる負担軽減や、商談会・展示会への出展を支援するなど、効果的な支援による経営基盤の強化を図ります。
- 中小企業・小規模事業者の成長・発展に向け、次世代放射光施設 NanoTerasu (ナノテラス) を活用した高度な技術評価・製品開発・分析支援、各支援機関と連携したより付加価値の高い商品・サービスの開発に対する支援、経営課題の解決に向けた経営革新計画の作成及び実現に向けた支援など、企業のチャレンジを支援します。
- 次世代の地域産業を牽引する中核的企業を目指す企業に対し、新たな商品・サービスの研究開発、市場ニーズ調査、生産設備導入のほか、各種展示会・商談会への出展支援や、企業のマネジメント強化に向けた専門家派遣等の各種支援を積極的に行います。
- また、地震や水害などの自然災害、感染症、サイバー攻撃など、経営上のリスクが高まっていることから、BCPや事業継続力強化計画の普及と策定を支援します。

(3) 人材確保・育成と雇用環境整備に対する支援

- 人手不足・後継者不足に対応するため、関係機関と連携し、県内での就職、定着、雇用のミスマッチの解消、U I J ターン就職の促進等に向けた取組を引き続き推進するとともに、高度な専門知識を持った産業人材の育成の強化に取り組めます。
- 若年求職者等の就職支援の促進や、若者、女性が活躍しやすい環境の整備の推進、様々な人材の柔軟で多様な働き方の実現に向け、事業者の働き方改革の取組を促進するとともに、事業者の職場環境の改善の取組に対する支援を実施するなど、誰もが働きやすく働きがいのある、質の高い雇用環境の実現に向けた取組を支援します。
- 外国人材の活用に向けては、県内事業者と現地求職者等とのマッチングの推進や、日本語学校等の受入体制構築、地域コミュニティ活動への参加推進等による相互理

解の促進など、外国人材の受入環境整備を総合的に支援し、県内事業者への外国人の就職を促進します。

(4) デジタル化・D Xによる変革に向けた支援

- 中小企業・小規模事業者のデジタル化の推進は、生産性の向上やデータ活用による戦略的な事業展開につながり、経営の維持・成長に大きな力を発揮することから、引き続き、デジタル技術の導入・活用の必要性和有益性について周知を図っていきます。
- デジタル技術の導入を図ろうとする中小企業・小規模事業者に対して、導入に当たっての技術的支援やデジタル技術の効果的な経営への活用について、専門家派遣による事業者に寄り添った支援を行います。
- 中小企業・小規模事業者に対して、システム、機器導入経費を補助するとともに、先進的なデジタル技術の活用による経営課題の解決を行うことのできるデジタル人材の育成を図り、企業におけるD X推進に向けた取組を支援します。

(5) 創業から事業承継までステージに応じた支援

- 中小企業・小規模事業者に対する支援は、各事業者が目指す姿と、目標に対する達成状況や経営課題に応じた適切な支援を行っていく必要があります。このため、創業期における経営安定化に向けた支援、成長期における商品開発や販路開拓支援、また、成熟期における事業承継に対する支援等について、商工会・商工会議所等の支援機関と連携し、事業者のステージに応じたきめ細かな伴走型支援を実施します。
- 創業期における支援については、スタートアップによるイノベーションや雇用の創出は、地域経済の活力につながるものであることから、産学官金及び地域の創業支援機関が連携したスタートアップ支援に取り組みます。
- また、起業も職業選択の一つとして認識されるよう、若年層を対象とした起業意識の醸成に向けた取組を実施します。
- 事業承継支援については、後継者不在による中小企業・小規模事業者の廃業が雇用や技術の喪失につながるなど、人口減少下の地域経済にとって課題となっていることから、「事業承継・引継ぎ支援センター」等の支援機関との連携によるさらなる支援ニーズの掘り起しと、M&A（合併・買収）など第三者承継を含めた円滑な事業承継に向けた支援を継続して実施します。

Ⅳ 具体的な施策と取組

1 経営の革新等

【現状と課題】

今後、全国的に人口減少・少子高齢化が急速に進行し、生産年齢人口の減少が、深刻な人手不足を招くとともに、市場規模もさらに縮小することから、中小企業・小規模事業者が存続・成長していくためには、これまでのビジネスモデルの継続だけではなく、将来を見据えた事業環境の変化に対応する経営の革新等が喫緊の課題となっています。

特に地域経済を支えている中小企業・小規模事業者が保有する技術・ノウハウといった経営資源を有効活用するため、複数企業の共同化による経営形態の革新やデジタル化やDXによる業務の革新などを進めていくことは、企業の存立基盤を強化するだけでなく、新たな雇用を創出し、地域経済の活力につながることから、各支援機関が連携し、経営革新等に取り組みやすい環境づくりを推し進めることが求められています。

また、新規創業者が新たなアイデアに基づくビジネスモデルを展開することにより、地域に刺激や活力をもたらすことが期待されるため、新規創業への積極的な支援も求められています。

【具体的な取組】

(1) 人口減少を見据えた経営革新

①経営などに関する相談体制の整備・充実

- ・（公財）みやぎ産業振興機構において経営の安定化や事業再建、創業などの各種相談に対応する窓口の整備を行うとともに、よろず支援拠点等の支援団体と連携しながら、生産性向上などの経営課題に対する助言や専門家等によるフォローアップなど、総合的な支援を行います。

②経営革新の支援

- ・新商品の開発や新役務の提供などにより売上の増加を図り、経営力を向上させる経営革新計画の承認及び承認後のフォローアップを適切に行います。
- ・地域資源や優れたビジネスアイデア等を活用し、新商品や新サービスの開発を行う事業を支援します。
- ・複数事業者が共同・連携して実施する「経営の効率化」や「新事業展開」等の新たなチャレンジへの取組を支援します。

③経営基盤の強化

- ・事業者における製品の改良や市場ニーズの把握、販売戦略に向けたマーケティング活動を支援するとともに、競争力強化を図るため（公財）みやぎ産業振興機構等の支援団体による伴走型支援を行います。
- ・地域における商工業の発展や事業者の経営改善等のため、商工会や商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合等の活動に対して支援します。
- ・光熱費等のエネルギーコスト削減による経営基盤強化のため、事業者の省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を促進します。
- ・知的財産を活用した競争力強化のため、事業者が発明・開発した技術や製品、サービス等に係る知的財産の取得や活用を支援します。

④技術改善の支援

- ・事業者が直面する技術的課題の解決や基盤技術の高度化等を図るため、ＫＣみやぎ推進ネットワーク（産学官金ネットワーク）を活用した専門家等の派遣や産学共同による技術開発・製品開発等を支援します。
- ・高度電子機械産業や自動車関連産業等の振興を図るため、人材育成や新技術・新工法の研究開発などの取組を支援するほか、次世代素材（セルロースナノファイバー等）の活用を促進するため、産学官による研究や実用化に向けた取組を推進します。
- ・事業者における生産工程の改善や新製品・新技術の開発などの技術的課題に対応するため、産業技術総合センターによる技術相談を実施するとともに、研究成果の技術移転や試験分析等により事業者の技術的改善を支援します。
- ・カーボンニュートラルや脱炭素化に取り組もうとする中小企業・小規模事業者に対し、国の支援機関や商工会・商工会議所、（公財）みやぎ産業振興機構と連携し、事業提供や環境経営に対する助言等を行います。
- ・民間企業等において工程管理や環境管理等の実務経験を有する県の環境産業コーディネーターが企業訪問等を通じて必要な情報を提供しながら、県内事業者による環境負荷の低減に資する製品開発等を支援し、脱炭素化の促進と環境関連産業の振興を図ります。

（２）創業・第二創業の支援と地域課題の解決

- ・県内における創業の促進及び雇用の創出を図るため、県内で創業又は第二創業する者に対して、スタートアップに要する費用を支援するとともに、商工会・商工会議所や（公財）みやぎ産業振興機構により伴走型支援を実施します。
- ・地域課題の解決にビジネスの力で取り組もうとする創業者の創出に向けた支援を実施します。
- ・大学との連携等による創業や新事業展開を促進するため、東北大学連携型起業家育成施設（Ｔ－Ｂｉｚ）などのインキュベーション施設やオフィス入居に係る費用を支援します。
- ・創業支援拠点や市町村、大学等の創業支援窓口などとの連携を強化するとともに、創業を目指す方や支援する方に対する人材育成や拠点機能の強化のためのネットワーク機能の構築を更に推進し、県内外に向けて積極的に情報を発信します。
- ・産学官金が一体となり、県内ものづくり企業との連携による大きなシナジーが期待される東北大学発等のテック系スタートアップの成長支援を地域全体で進めます。
- ・ＵＩＪターンによる創業を支援するため、首都圏等在住者を対象とした創業セミナーの開催や相談対応を実施し、県内での創業を推進します。
- ・地域おこし協力隊等が創業し、地域に定着することを一層促すため、地域の創業支援機関の機能充実にに向けた支援を実施します。

（３）生産性向上・価格転嫁の円滑化による稼ぐ力の強化

- ・事業者の経営力強化や人員の適正配置を図るため、（公財）みやぎ産業振興機構等が実施する専門家の派遣等による生産性向上の取組を支援します。
- ・業務効率化などに向けたデジタル機器やＩＴツールの導入を行う事業者に対して、専門家派遣やセミナー開催などにより取組を支援します。
- ・新事業への進出やデジタル技術の活用による生産性向上といった経営戦略に取り

組むリーダーの育成を支援します。

- ・価格転嫁に向けた気運の醸成と消費者や取引先の理解を得やすい価格転嫁手法の情報発信に取り組みます。

（４）デジタル化・ＤＸによる変革

- ・デジタル技術の導入支援を行うとともに、デジタル人材の育成を図り、事業者のＤＸ推進に向けた取組を支援します。
- ・県内でデジタル技術を活用した創業又は第二創業する事業者に対して、スタートアップに要する費用を支援するとともに、商工会・商工会議所や（公財）みやぎ産業振興機構により伴走型支援を実施します。
- ・業務効率化などに向けたデジタル機器やＩＴツールの導入を行う事業者に対して、専門家派遣やセミナー開催などにより取組を支援します。
- ・デジタル化を進める上で両輪となるサイバー攻撃などのリスクに対応した情報セキュリティ対策に関して、情報発信等により取組を支援します。

２ 国内外における販路開拓等及び受注機会の確保

【現状と課題】

人口減少による市場規模の縮小やサプライチェーンのグローバル化などによる取引先の多様化が進む中、営業力の強化や新たな販路の開拓・拡大は、大きな経営課題となっています。中小企業・小規模事業者は経営規模が小さいがゆえに、信用面や初期投資のコスト面が障害となり、意欲があるにも関わらず、販路や取引の拡大がままならないといった状況に置かれている企業も少なくありません。

一方、ＩＴツールの発達と普及により、入手できる情報格差は縮小し、地域外への事業展開やグローバル展開を目指す事業者の障壁も従前に比べ低くなっており、中小企業・小規模事業者が活躍できる範囲が広がっています。

このため、従来型の展示会や商談会等による販路開拓や新商品・新サービスの開発に向けた取組のほか、ＩＴツールを活用したＷＥＢ商談会や国内外を対象としたＥＣサイトなどによる事業者の販路拡大への支援も求められています。

【具体的な取組】

（１）国内外における販路開拓及び取引拡大

①工業製品の販路開拓

- ・県内の優れた工業製品を「みやぎ優れＭＯＮＯ」として認定し、産学官連携による情報発信を行うなど、販路拡大等に向けた取組を支援します。
- ・高度電子機械産業や自動車関連産業等の振興を図るため、首都圏等における展示会・商談会への出展支援や取引拡大のためのセミナー開催、（公財）みやぎ産業振興機構との連携による事業者間のマッチングなどの取組を支援するとともに、新規参入や取引機会の拡大のための技術開発の促進、人材の育成等への支援を行います。
- ・事業者における販売戦略の検討や市場の動向に合わせた商品の改良等について、支援団体による伴走型支援を実施し、市場ニーズの把握及び販路拡大に向けたマーケティング活動を支援します。

②食品の販路開拓

- ・食品製造業者の販路開拓のため、首都圏バイヤー向け商品カタログの作成、山形県等と連携した商談会の開催や首都圏での大規模商談会への県ブース出展等を行い、商談機会の創出を支援します。
- ・リアルとデジタル両面から、これまで以上に「首都圏以外もターゲット」とし、特に、「県産品との接点（露出）を増やす取組」及び「販売情報分析・活用スキル向上」につながる事業に重点的に取り組みます。

③海外への販路拡大

- ・海外への販路拡大に向けて、現地でのプロモーションを実施するほか、県内企業が海外企業との商談に要する経費や海外で開催される商談会への出展経費などを支援します。
- ・事業者の取組段階に合わせて、貿易に関する相談対応や海外バイヤーとのビジネスマッチング支援、生産から流通、輸出（販売）まできめ細やかな支援を行います。
- ・経済成長が続く国や地域との経済交流を促進するとともに、本県と姉妹交流や友好関係にある国の省や州、自治体などに対し、販路開拓に向けた働きかけなどを行います。
- ・日本貿易振興機構（JETRO）仙台貿易情報センターと連携し、貿易に関する基礎知識、海外市場の状況や法制度、商慣習に関する情報提供を実施するとともに、海外バイヤーの招請などを実施し、県内事業者の海外ビジネスへの参入、販路開拓を支援します。

（２）受注機会の確保

①制度面での事業者への配慮

- ・地元中小企業・小規模事業者の受注拡大を図るため、「地元企業の受注拡大に関する調達方針」に基づき、地域ブロック限定型発注などにより地域の事業者には配慮した発注を行います。また、障害者雇用企業、環境配慮事業者及び女性活躍推進事業者に対する優先制度の適用を図ります。
- ・物品・役務の調達に際して、落札者が契約を締結しないおそれがないと認められる場合には入札保証金を免除することにより、中小企業・小規模事業者が受注しやすい環境を整備します。

②中小企業・小規模事業者向け契約実績の把握

- ・官公需契約実績調査により、中小企業・小規模事業者向け契約実績を把握し、「中小企業者に対する国等の契約の基本方針」の周知を図ることで、中小企業・小規模事業者の官公需における受注機会増大を図ります。

（３）デジタル化による販路開拓等への支援

- ・普及するオンラインによる商談会への参加やSNS等を活用した広告宣伝など、中小企業・小規模事業者の販路開拓につながるデジタル技術の効果的な活用を支援します。
- ・海外バイヤーに対して県産食品の商品情報をタイムリーに提供するため、商品データベースを構築します。

3 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進

【現状と課題】

中小企業・小規模事業者が、新商品・新サービスの開発や新分野への進出など、新たな挑戦を行う場合、資金や人材、技術面等の不足が課題となることが多いといわれています。

一方で、本県には、高い水準の研究開発力を持つ大学や高等専門学校等が集積しており、研究者の人的資源に恵まれているほか、令和5年5月には産学官金が一体となり、「テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城」（略称「テクスタ宮城」）が設立され、新たな企業価値創造を支援する取組が行われています。

こうした企業間連携や産学官金連携などにより、新技術・新商品の研究開発や、成長産業・市場への進出、新事業の一層の展開が求められています。

【具体的な取組】

（１）産学官金の連携

- ・事業者が直面する技術的課題の解決や基盤技術の高度化等を図るため、KCみやぎ推進ネットワーク（産学官金ネットワーク）を活用したワンストップによる技術相談や大学教員等による技術支援を行います。また、地域企業の技術力・提案力の向上を図るため、産学共同による研究会活動などを支援します。
- ・高度電子機械産業や自動車産業分野等での新事業・新産業創出促進のため、産学官連携で実施する技術・商品開発費用の支援や、企業等との連携協力のもと、技術開発の成果の移転による製品開発や実用化を支援します。
- ・大学との連携等による創業や新事業展開を促進するため、東北大学連携型起業家育成施設（T-B i z）などのインキュベーション施設やオフィス入居に係る費用を支援します。
- ・中小企業・小規模事業者が大学等と連携して行う、ものづくり基盤技術の高度化につながる研究開発やその事業化に対する支援を行います。

（２）企業間の連携

- ・みやぎ高度電子機械産業振興協議会及びみやぎ自動車産業振興協議会において、企業相互の要素技術等のマッチングをコーディネートすることで技術開発及び製品化を促進します。
- ・複数事業者が共同・連携して実施する「経営の効率化」や「新事業展開」等の新たなチャレンジへの取組を支援します。

（３）技術者の派遣や研究開発の推進

- ・情報通信関連産業において、県内IT技術者を先進企業や大学等教育機関へ派遣し、知識・技術の習得などを図るほか、マッチング機会や新たなビジネスの創出、市場獲得を図ります。また、地域の優れたIT商品を認定し、情報通信関連産業の振興を図ります。
- ・高度電子機械産業分野や自動車関連産業などでの技術課題等について、産業技術総合センターにおいて研究開発を行い技術移転等により県内中小企業・小規模事業者の競争力や技術力の向上を図ります。

（４）デジタル化を促進するための関連産業支援

- ・情報通信関連産業において、地域の優れたIT商品を認定し、市場獲得を図ると

ともに、先進的デジタル技術を活用した開発等を支援し、情報通信関連産業の振興を図ります。

- ・県内製造業等のユーザーとベンダーによる異業種間連携を通じ、県内企業におけるデジタル技術導入やビジネス創出を促進します。

4 資金の供給の円滑化

【現状と課題】

中小企業・小規模事業者にとって、日々の事業活動や事業拡大に向けても、資金調達が円滑に行われることが必要不可欠です。加えて、地域経済の発展を持続可能なものとするためには、経営者の高齢化などに伴い課題となっている事業承継や創業希望者への資金面での支援が重要です。

さらに、コロナ禍において実施したゼロゼロ融資の償還が本格化する中で、中小企業・小規模事業者の事業継続を実現していくためには、資金面の支援とあわせた経営改善等のきめ細かなフォローも求められています。

【具体的な取組】

（１）経営安定のための資金供給

- ・経済環境の変化や災害等により経営が不安定となっている中小企業・小規模事業者に対し、事業を継続するために必要な運転・設備資金を、民間金融機関を通じ、長期低利で融資します。
- ・円滑な資金供給のため信用保証協会の保証付が基本となりますが、事業者が負担する信用保証料率について、宮城県信用保証協会の基本料率から引き下げることにより、事業者の保証料負担軽減を図ります。
- ・物価高騰等の影響の長期化により、資金繰りに苦慮する中小企業・小規模事業者の増加が懸念されることから、金融機関に条件変更などの柔軟な対応を求めるとともに、事業者の経営改善や事業再生を支援します。

（２）成長・発展のための資金供給

- ・県内への工場立地を促進するため、工業団地等へ立地しようとする企業に対し、用地や建物、機械及び設備の取得費を低利で融資します。
- ・中小企業・小規模事業者の経営体質の改善と環境変化への対応の促進を図るため、事業協同組合や商店街振興組合が工業団地やショッピングセンターなどを整備する事業に対して、長期低利で融資します。
- ・創業や経営改善など中小企業・小規模事業者の積極的な取組に対する資金について、県制度融資を通して長期低利な資金を融通します。
- ・高度電子機械産業や自動車関連産業など、県が集積を目指す産業において事業の拡大又は参入を図る中小企業・小規模事業者向けの融資では、通常よりも信用保証料を引き下げます。

（３）東日本大震災からの復旧・復興に対応した資金供給

- ・震災により事業活動に支障を来している中小企業・小規模事業者に対して県制度融資を通して長期低利資金を融通するとともに、通常より保証料負担を軽減します。また、直接被害を受けた中小企業・小規模事業者の借入れに対する利子補給

を行います。

（４）金融機関等との連携強化

- ・県の制度融資等をより実効性のあるものとするために、金融機関等を対象とした金融制度説明会の充実や各関係機関への積極的な情報提供を図ります。

5 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進

【現状と課題】

人口減少に伴う生産年齢人口の減少や若年層の県外転出が進む中で、中小企業・小規模事業者では人手不足の状況が経営上の課題になっています。また、業種や職種により求人・求職の状況に大きな隔たりがあることから、いわゆる求人・求職のミスマッチが発生しており、特に小規模事業者における人材の充足率が低くなっています。

人材の確保や定着に向けては、物価高騰を上回る賃上げが求められるほか、一人ひとりのライフスタイルやライフステージに応じて、短時間勤務やリモートワークなど、時間や場所にとらわれない多様な働き方を取り入れつつ、女性や若年者、高齢者、障害者、外国人など、多様な人材を確保していくため、就労環境の改善や多様な人材が活躍できる職場環境の整備を促進していく必要があります。

【具体的な取組】

（１）人材の育成及び確保

①人材育成に関する学校教育の充実

- ・専門高校等において、企業OB等の熟練技能者による指導や現場実習など、企業と連携した実践的な授業や体験活動等を行うとともに、大学・研究機関・企業等との連携による専門的職業人の育成を図ります。また、教員を高度な技術等を有する企業に派遣して高度な技術等を習得させ、実践的指導力の向上を図ります。
- ・県立高校に地学地就コーディネーターを配置し、新規事業所を開始するとともに、企業の採用情報等を高校につなぎ、企業と生徒等との進路のマッチングを行うことにより、職場定着を支援します。
- ・県立高校において進路達成や次代を担う人材育成のため、就職支援事業等により早期からキャリア教育に努め、職業選択などに対する心構えの教育を充実させます。

②産業人材の育成

- ・「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」において、産学官の連携のもと、参画機関が取り組むリスキリングやリカレント等による多様な人材育成施策の展開を支援します。
- ・大学生等を対象に、高度電子機械産業分野及び自動車関連産業の専門的な研修等を実施します。また、県内ものづくり企業でのインターンシップの機会を提供します。
- ・県内ものづくり企業の経営者や後継者向けに実施するデジタルを活用した経営や生産性向上の考え方について学ぶ人材育成に取り組みます。

③技術や資格等の習得

- ・航空機や医療、ロボット等の分野での新規参入や新産業創出に向けてデジタルエンジニアを養成するとともに、情報関連産業において必要とされる人材及びデジタル化やD Xの推進に貢献できる人材の育成を支援します。
- ・高等技術専門校において、在職者を対象に新技術等に対応した技能や知識の習得のほか、新入社員を対象に基本的な技能を習得する在職者訓練を実施します。
- ・障害者や離職者などの就職及び再就職に必要な知識・技能の習得のため、研修や職業訓練、就業体験の場の創出等を行います。

④新規学卒者等に対する支援

- ・新規高卒者及び大卒者等の就職と、県内事業所の優秀な人材確保を支援するために、企業説明会や合同就職面接会などを開催します。
- ・みやぎジョブカフェを設置し、ハローワーク等と連携しながら若年求職者等を対象に、キャリアコンサルティングや就職支援セミナー、職業紹介などの就職に向けた支援を行います。また、国が設置する地域若者サポートステーションにおいて、若年無業者等に対して就業体験などを実施し、職業的自立に向けた就労支援を行います。
- ・ものづくり人材を確保するため、高校生等を対象として、企業の認知度向上や技術・技能の向上を図る取組を実施することにより、県内企業への就職を促進します。
- ・首都圏等や県内に在住する大学生の県内就職・定着を促すため、県内企業でのインターンシップを実施します。

⑤障害者に対する支援

- ・県内企業と障害者を対象とした合同就職面接会を開催します。
- ・企業への訪問やセミナーの開催等により普及啓発を行うほか、県内企業と支援団体等との調整を行うなど、企業の障害者雇用に向けた支援を行います。
- ・就職及び再就職に必要な知識・技能の習得を希望する障害者に対して、宮城障害者職業能力開発校において職業訓練を行います。
- ・障害者の就労支援を図るため、県庁内において軽易な事務作業等の職場実習を実施します。

⑥女性・中高年齢者等に対する支援

- ・みやぎジョブカフェや県内各地に設置したみやぎシゴトサポートセンターにおいて、登録制により、女性や中高年齢者、高齢者等を含め一人ひとりの状況に応じた就職支援を行います。
- ・みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センターにおいて、出産や子育て等より離職した女性の再就職支援を行います。
- ・ものづくり産業における働きやすさ向上のため、工業団地内における事業所内保育施設等の整備を支援します。

⑦U I J ターン等の支援

- ・みやぎ移住サポートセンターを設置し、相談対応やマッチング支援を行うとともに、移住イベントの開催・出展など、市町村や関係団体等との連携を図りながら、首都圏等からの移住を促進します。また、学生のU I J ターン就職を支

援する「みやぎジョブカフェ東京サテライト」を設置し、首都圏等からのＵＩＪターン就職による企業の人材確保を支援します。

- ・宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、県内企業の経営強化に資する「プロフェッショナル人材」の活用を促すとともに、民間人材ビジネス事業者等との連携により、県内企業が首都圏等のプロフェッショナル人材を確保できるよう支援します。特に、民間人材ビジネス事業者を通じて県外に居住するプロフェッショナル人材を採用する際の紹介手数料の一部を助成し、県内中小企業・小規模事業者等への人材還流、ＵＩＪターンを促進します。
- ・東京圏在住者を対象とした創業情報提供や創業セミナーの開催、相談等対応を実施し、県内での創業を推進します。

（２）働き方改革と良質な雇用環境の実現

- ・働き方改革に取り組む企業の優良事例の紹介など、広く働き方改革の機運醸成に取り組み、時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進を図るとともに、女性に比べて取得率が低い男性の育児休業取得の推進を含め、多様で柔軟な働き方が実現できる労働環境の整備を促進します。
- ・事業者への専門家派遣やセミナー開催を通じて、採用から職場定着、更には非正規社員の正社員化などの処遇改善への支援を行います。
- ・経済団体や関係団体、行政等が連携・協力して、女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに、事業所等におけるポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ることにより、両立支援等の充実した職場環境づくりを促進します。
- ・従業員の満足度向上や職場定着の促進に向けた機能的で働きやすいオフィス環境整備の先進的な取り組みを支援します。

（３）生産性改善の支援

- ・事業者の経営力強化や人員の適正配置、労働者の作業負担の軽減を図るため、（公財）みやぎ産業振興機構等が実施する専門家の派遣等による生産性改善の取組を支援するとともに、生産性向上に資する新たな設備導入を支援します。

（４）外国人材の受入れ

- ・県内在住外国人の増加傾向が続く中、留学生の多い本県の特徴を活かすため、企業と留学生とのマッチングや交流会等を通じ、採用意欲のある県内企業のすそ野を広げ、留学生の地域定着につながる取組を強化します。
- ・恒常的に人手が不足している業種において、外国人材の受け入れ促進や技能実習生の特定技能への転換を支援し、人手不足の解消につなげます。
- ・外国人材が活躍しやすい地域づくりのためには、受入環境整備が重要なことから、外国人相談センターの設置や多言語情報発信の強化、地域で日本語を学ぶことができる体制の構築に加え、地域住民との交流促進などの取組を行います。

（５）デジタル化の促進に必要な人材の育成・確保

- ・航空機や医療、ロボット等の分野での新規参入や新産業創出に向けてデジタルエンジニアを養成するとともに、情報通信関連産業において必要とされる人材及びデジタル化やＤＸの推進に貢献できる人材の育成を支援します。
- ・デジタル化の進展に対応するため、企業が求めるＩＴスキルに対応した離職者等再就職訓練等におけるコースの新設やオンライン訓練を通じてＩＴ人材を育成

し、県内企業への再就職を支援します。

- ・企業課題等の解決に向けデジタル技術を自社業務に応用可能な人材を育成する、全業種向けのリカレント教育を実施します。

6 産業の集積等

【現状と課題】

高度電子機械産業や自動車関連産業などの企業誘致・集積に取り組んだ結果、県内総生産に占める第二次産業のシェアが拡大しており、今後も、ものづくり産業の更なる発展に向け、企業誘致・集積を進めていくことが重要です。

令和6年4月に運用を開始した次世代放射光施設 NanoTerasu（ナノテラス）においては、ナノ（10億分の1）メートルレベルで物質を鮮明に可視化することで、基礎研究から産業分野まで広範な利用が可能となり、様々な分野における新製品の開発、自社技術や商品価値の見える化、製造工程の見直し等への活用が図られるため、更なる研究開発拠点等の集積が期待されています。

県内経済を安定的に成長させるため、引き続き国や市町村、大学、産業界等と連携し、更なる企業誘致・集積を進めるとともに、次代を担う新たな産業の育成・振興にも取り組んでいく必要があります。

【具体的な取組】

（１）企業立地の推進

- ・工場等の新增設を行う事業者に対し、投資規模に応じて奨励金を交付します。
- ・工業団地等へ立地しようとする企業に対し、用地や建物、機械及び設備の取得に必要な資金を低利で融資します。
- ・新たな産業用地造成に取り組む市町村に対し、工場用地造成に係る事業に必要な資金について無利子貸付を行います。
- ・海外からの企業誘致を図るため、本県の投資環境、国内他地域に比して優位性を持つ「地域の強み」を国内外に発信し、本県への投資を促進します。
- ・本県に立地優位性のある半導体関連産業の企業誘致活動を強化するとともに、次世代放射光施設 NanoTerasu（ナノテラス）を核とした研究開発拠点等の集積にも取り組みます。

（２）高度電子機械関連産業・自動車関連産業の集積及び高度化

- ・自動車関連産業等の県内への集積を一層推進するため、名古屋産業立地センターを拠点に誘致活動を展開していきます。また、自動車関連産業の一層の振興を図るため、（公財）みやぎ産業振興機構との連携による地元企業の取引機会拡大や人材育成、技術開発の促進などの総合的な支援を行います。
- ・高度電子機械産業や自動車関連産業等の分野で企業等との連携協力のもと、研究開発成果の技術移転を行い、地元企業の高付加価値製品の開発や実用化を支援します。
- ・次世代放射光施設 NanoTerasu（ナノテラス）について、産業技術総合センターや仙台市、関係機関と連携しながら、企業の利用促進を図ります。

(3) デジタル技術の普及及び情報産業の集積促進

- ・様々な分野や場面でのデジタル技術の効果的な普及・活用のため、先駆的な知見の活用と県のコーディネート機能の強化に取り組みます。
- ・情報通信関連産業の集積に取り組むため、情報通信関連企業の開発拠点、事務業務オフィスの進出に対して奨励金を交付するほか、展示会への出展等により誘致を図ります。

(4) 沿岸地域産業の持続的発展と再生

- ・水産関連産業の同業・異業種間の協業、連携に向けた取組を促進するなどにより、地域で稼ぐ力の強化を図ります。
- ・企業間、産学官連携による新技術開発や水産技術総合センター水産加工開発チームなどによる新商品開発、商品づくりなどの支援に取り組みます。
- ・各種媒体を活用した広報・PRを実施するほか、商談会の開催や大規模商談会への県ブース出展による販路開拓・マッチング支援等、県内外での消費・需要拡大に向けた取組を実施します。
- ・深刻な人材不足も踏まえ、(公財)みやぎ産業振興機構において、ものづくり産業支援で培ったノウハウを活かした生産現場改善などによる生産性の向上や人材育成、経営改善等の支援に取り組みます。
- ・アジアなどの新興国を中心に、水産加工品の輸出に向けた取組のほか、HACCP認証取得などを支援します。
- ・沿岸地域の企業が取り組んでいる直交集成板(CLT)、3Dプリンタによる金属積層造形といった新たな技術によるイノベーションを後押しし、新たな産業の芽を育てていきます。
- ・震災の伝承や防災・震災教育に代表される復興ツーリズムや3.11伝承ロードなどを活用したサイクリング・トレッキングなど「みやぎらしい」観光コンテンツの磨き上げや付加価値の向上を図るとともに、農林水産業等との連携を強化し、体験・滞在型のプログラムの拡充を進めます。

(5) 環境・エネルギー等関連産業の振興

- ・新たな産業集積と地球温暖化対策の両立を図るために、環境・エネルギー関連産業の集積などを促進します。また、省エネルギーや再生可能エネルギー関連分野の産業振興と関連設備等の製品化を図るために、製品開発等を支援します。
- ・県内産業におけるエネルギーの転換と、次世代エネルギー産業の振興を図るため、産業における水素やアンモニア、合成メタン等、今後期待される脱炭素燃料の利活用と、脱炭素燃料の安定的かつ効率的な供給の確保に資する社会実装モデルの構築を推進します。

(6) 産業集積のための環境整備

- ・事業者の技術的課題の解決や技術高度化による産業集積を図るため、産業技術総合センターに高度な機器等を整備し、民間事業者に開放します。
- ・物流の円滑化などのために、工業団地や主要道路等に交通安全施設を整備し、交通の安全と円滑を図ります。
- ・ものづくり産業における働きやすさ向上のため、工業団地内における事業所内保育施設等の整備を支援します。

7 商業の振興等

【現状と課題】

商店街によっては、大型店舗の郊外立地や生活スタイルの変化等による、まちの重心の移動などによって閉店が相次ぐなど、地域の賑わいやコミュニティを支えてきた商店街の機能が低下し、特に、高齢者など移動手段を持たない方を中心に、身近な地域の買い物環境の悪化が問題となるケースがみられます。

商業・サービス業は、多様な就業機会の創出や、また他の産業分野の活動とも繋がりながら経済の活性化に大きくかかわっており、その活性化を図ることは、地域経済を維持・発展するために不可欠です。

なかでも商店街は、地域のコミュニティの核として地域住民の暮らしを支える重要な役割を担っていることから、商店街の賑わい創出や、地域の特性を活かした商店街の活性化に向けた取組を促進する必要があります。

【具体的な取組】

（１）商店街の活性化

- ・人口減少や後継者不足といった地域の課題やニーズに対応した、次世代を見据えた持続的で発展的な商店街の構築を図るため、商店街ビジョンの形成やビジョンを実現するための取組を支援します。
- ・社会構造の変化や生活様式の変化など、地域の担い手が自らその課題に気づき、主体的に新たな賑わいを創出していく魅力的で持続可能な商店街の構築を図るため、商店街活動の新たな担い手やリーダーの創出を図るとともに、その主体的な取組を支援します。
- ・商店街活性化のための指導や研究等の事業に対する支援のほか、移動販売など新たな販売手法に取り組む商店街組織や商業事業者等を支援します。

（２）将来を見据えたまちづくり

- ・「宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、特定大規模集客施設について届出制度の運用などにより立地誘導地域への立地誘導を行うほか、地域貢献活動の実施を促進します。

8 地域資源の活用等

【現状と課題】

本県には、各地域に農林水産物や観光資源を始めとした地域資源が豊富に存在しています。中小企業・小規模事業者が今後も持続的に発展していくためには、更なる地域資源の活用が必要であり、農商工の連携により、新たな商品開発や販路開拓の取組が必要となっています。

また、観光産業は裾野の広い総合産業であり、地域経済全体にとって重要な役割を担っていることから、国内外からの観光客獲得のため、行政と観光事業者等が一体となって、宮城の自然や食、歴史・文化、生活といった観光コンテンツの創出と磨き上げを進めながら、地域の魅力を伝え、安心して利用できる観光施設や設備といった受入環境の整備を進めていくことが求められます。

【具体的な取組】

（１）農林水産資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興

- ・農林水産物等多様な地域資源を活用した創意ある取組を行う食品製造業者に対し、商品開発や販路開拓を支援します。
- ・農林漁業者や商工業者が地域資源を活用して行う６次産業化や農商工連携等の取組を支援します。
- ・県産食材のブランド化を推進するとともに、地域イメージである「食材王国みやぎ」の全国的な定着を目指します。
- ・みやぎ材利用センターの活動を強化することにより優良みやぎ材の適時・適切な供給体制を確立し、県産木材製品の信頼性を高めるとともに、一般住宅等へのPRを実施し、普及を促進します。
- ・消費者、生産者・事業者及び行政が協働して安全で安心できる食の実現を目指し、県民参加運動を展開します。
- ・今後も本県への観光客入込数については拡大が期待されることから、観光関連産業との相乗効果を得るために、水産物・水産加工品、農産品等の商品開発や消費拡大を支援します。

（２）観光資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興

- ・市町村や観光関連団体と連携し、本県の魅力ある観光資源を、県内をはじめとする全国の消費者に向けて発信するとともに、安心して宮城へ訪れていただけるよう、宮城へ訪れるお客さまに対し、おもてなしの取組を実践します。
- ・観光地域づくり法人（DMO）への支援などにより、地域の特性を活かした新たな観光地域づくりを進めるとともに、農林水産業などの関連産業や産学官の連携を図り、地域間・産業間・関係者間の連携を強化し、体験型プログラムの充実を図り長期滞在につなげます。また、県内の各地域でDMOなどを中心として、県、市町村をはじめ、県民・観光事業者・観光関連団体や関連する多くの産業の関係者が連携し、宮城を訪れた多くの観光客がリピーターとなり、本県をゲートウェイとして宮城・東北を周遊する好循環が生まれるよう取り組みます。
- ・「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター（みやぎ観光復興支援センター）」において、県内外からの教育旅行、防災・減災教育及び復興ツーリズム誘致に向けて、旅行会社や学校、会社等に情報を提供するとともに、受け入れ先とのマッチングを行います。
- ・外国人観光客を誘致するために現地サポートデスクの設置、旅行博出展などの各種プロモーション事業の実施や東北観光推進機構を中心とした東北各県等との連携による誘客促進を行うとともに、看板やWEBサイト、無料公衆無線LANの整備など外国人観光客が安心して旅行できる環境を整備します。

（３）その他資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興

- ・各地域や市町村等が主体的に地域の課題を検討して、農林水産物や伝統的工芸品といった地域資源などの活用を推進する取組や再生可能エネルギーを活用した地域づくりに対する支援を行います。

（４）デジタル技術を活かしたプロモーションの推進

- ・観光客誘致のためのデジタル広告や、SNSを活用したプロモーションについて、デジタルマーケティングの手法を活用し、旅行者の需要等を分析しながら効果的に実施します。

9 事業承継への支援

【現状と課題】

本県の後継者不在率は59.2%（令和5年度値）であり、全国平均よりやや低くなっていますが、経営者の平均年齢は61.1歳（令和5年度値）と、全国平均を上回っています。事業を安定的に継続するためには、後継者確保が課題であり、本来であれば継続可能な中小企業・小規模事業者が、後継者不在のため休廃業・解散を選択することが懸念されます。

事業継承はその準備から実現まで相当な時間を要することから、早期に準備を行う必要があります。またそれらを円滑に進めるためには、支援ニーズの早期掘り起こしや、事業者がそれぞれの地域で事業承継支援を受けることのできる体制づくりが重要です。

このため、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターの活用を一層促進することや、商工会・商工会議所・金融機関、市町村などの取組推進が重要となっています。

【具体的な取組】

（１）宮城県事業承継ネットワーク等による支援

- ・商工会、商工会議所、金融機関等及び行政など宮城県事業承継ネットワーク構成機関による事業承継診断や普及啓発事業を通じた早期準備を促す取組や国の専門家派遣等を活用した事業承継に向けた各種支援を実施します。

（２）宮城県事業承継・引継ぎ支援センターと連携した支援

- ・後継者不在の事業者に対しては、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継のワンストップ支援に取り組みます。

（３）事業承継に係る制度の周知

- ・中小企業・小規模事業者が事業を承継するに当たっての特例制度（事業承継税制）について、その適用を受けるための認定等を行うとともに、その制度の周知などを図ります。

（４）事業承継を通じた企業の成長支援

- ・企業の成長・発展を促すため、親族や従業員等以外の第三者承継やM&Aの取組を推進します。

10 災害発生後における支援

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、中小企業・小規模事業者の経営環境が激変し、経営に大きな打撃を受けることになりました。また、近年は、地震や水害などの自然災害が大規模化・頻発化する傾向にあり、企業経営に予期せぬ影響を与えています。

こうしたことから、中小企業・小規模事業者は、様々な経営リスクへの事前の備えや対応力を高め、予期せぬ事態が生じても事業活動への影響を最小限に抑えられるよう、対策を進めることが求められています。

【具体的な取組】

（１）東日本大震災からの復興支援

①相談や助言などの体制の整備

- ・被災事業者の計画的復興を支援するため、専門家が訪問指導等により助言を行います。
- ・中小企業の経営再生に向けた対応を行っている産業復興相談センターに対しての支援などを行います。

②金融支援や補助・貸付など

- ・震災により事業活動に支障を来している事業者に対して金融支援を行うとともに、直接被害を受けた事業者に対する利子補給を行います。
- ・被災地における創業及び雇用の創出を支援するため、県内で創業する事業者に対してスタートアップ資金を支援します。
- ・中小企業者等の二重債務問題に対応するため、既往債務の買取を行った「宮城産業復興機構」に出資し、事業再生を支援します。
- ・中小企業・小規模事業者の経営体質の改善と環境変化への対応の促進を図るため、事業協同組合や商店街振興組合が工業団地やショッピングセンターなどを整備する事業に対して、長期低利の資金貸付を行います。
- ・震災などにより雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業に対して助成を行うことで、投資や雇用の意欲を喚起していきます。

③販路回復や競争力向上のための支援

- ・中小企業・小規模事業者の販路回復・拡大のため、各種展示会や商談会などの開催を支援します。
- ・中小企業・小規模事業者による製品の改良や販売戦略に反映させるため、市場ニーズの把握等に向けたマーケティング活動の支援を行うほか、商品力の向上に向けた取組を支援します。また、高度電子機械産業や自動車関連産業への新規参入及び取引機会の拡大のための技術支援などを行います。
- ・市場ニーズを意識した自立的且つ戦略的な事業展開の促進と経営の実行力を高めるため、食品製造事業者の商品づくりから販売戦略、販路拡大までを一体的に支援します。

④観光の回復や風評払拭

- ・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害抑制のための観光PRや農林水産物のプロモーション展開など、積極的な情報発信を行います。
- ・震災による施設及び設備の復旧に要する経費等の支援を行います。
- ・県内外からの教育旅行、防災・減災教育及び復興ツーリズム誘致に向けて、旅行会社や学校、会社等に情報を提供するとともに、受け入れ先とのマッチングを行います。

（２）災害等発生後の速やかな対応

- ・災害を受けても中小企業・小規模事業者の事業継続が可能となるよう、中小企業・小規模事業者における事業継続計画（BCP）等の策定や実践を支援したり、防災活動の中心となる防災リーダーを育成します。
- ・災害の種類や被災内容等に応じて、関係する部署に相談窓口を速やかに開設する

- などして、被災中小企業・小規模事業者等の緊急の経営課題などに対応します。
- ・災害時における中小企業・小規模事業者の当面の資金繰りの確保や、施設等の復旧に要する資金の確保について支援します。

V 計画の進行管理

1 推進に当たっての関係機関との連携

中小企業・小規模事業者の振興に当たっては、中小企業・小規模企業支援団体との緊密な連携のもと、国や市町村、金融機関等などとも協力しながら基本計画の着実な推進を図っていきます。

2 施策の展開のための情報発信

中小企業・小規模事業者が県の施策をニーズに応じて容易に知ることができ、必要とする方に対して必要な施策が確実に届くように、県が行う施策の周知や募集などについては事業者の立場に立ってより分かりやすいものとなるよう努めます。

3 実施状況の公表と基本計画の見直し

(1) 基本計画の公表

条例第23条に基づき、策定した基本計画をウェブサイト上などで公表します。

(2) 施策の実施状況の検証と公表

施策の実施状況は、毎年度、中小企業・小規模企業支援団体や金融機関などの意見を聴いた上で検証を行い、その内容を公表します。

なお、意見聴取に当たっては、商工会議所連合会や商工会連合会などの中央組織はもとより、各地域の支援団体などからも意見を聴くこととします。

(3) 基本計画の見直し

基本計画の最終年度である令和9年度には、社会情勢の変化や毎年度聴取した中小企業・小規模事業者支援団体などからの意見の蓄積を踏まえた新しい基本計画を策定します。

なお、計画期間中であっても、急激な社会情勢の変化などがあった場合には、適宜基本計画の内容を見直すこととします。

(参考)

中小企業・小規模企業の振興に関する条例

本県の中小企業・小規模企業は、本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、本県産業活力の源泉であるとともに、地域のまちづくりや文化の形成を促進するなど、地域社会を支え、県民生活の向上に大きく貢献している重要な存在である。

しかしながら、少子高齢化と人口減少、経済社会生活圏の広域化、経済活動の国際化等の急速な進行により、中小企業・小規模企業は、日に日に激化する企業間競争に直面している。さらに、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)の発生により、本県の中小企業・小規模企業は、かつて経験したことのない厳しい経営環境に直面することとなった。

このような中で、中小企業・小規模企業が多様で活力ある成長発展を続けていくためには、中小企業・小規模企業自身が経営の改善及び向上を積極的に図るよう努めるとともに、地域社会全体として、中小企業・小規模企業が地域社会の発展のために不可欠であることを強く認識し、支援することが必要である。特に、経営資源の確保がより困難である小規模企業者については、事業の持続的発展が図られるよう支援することが必要である。

こうした状況に鑑み、中小企業・小規模企業の振興を県政の最重要課題の一つとして位置付け、中小企業・小規模企業を支援する施策の総合的な推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本県経済の発展及び雇用の場の創出を図り、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「中小企業・小規模企業支援団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業の支援を行う団体であって、県内に事務所を有するものをいう。

4 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。

5 この条例において「教育機関等」とは、大学、高等専門学校その他の教育機関、大学共同利用機関その他の研究機関及び公共職業能力開発施設をいう。

6 この条例において「大企業者」とは、中小企業・小規模企業以外の会社をいう。

7 この条例において「産学官金の連携」とは、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、教育機関等、国及び地方公共団体並びに金融機関等が相互に連携することをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であるということを踏まえ推進されなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、多様な人材、豊かな自然、高い技術力その他の地域資源の持続的かつ積極的な活用を図ることにより推進されなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興は、産学官金の連携を基本とし、中小企業・小規模企業に関係するものが相互に連携することにより推進されなければならない。

5 中小企業・小規模企業の振興は、特に経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮して推進されなければならない。

6 東日本大震災からの中小企業・小規模企業の復興及び災害が発生した場合における中小企業・小規模企業の復旧・復興は、県民及び中小企業・小規模企業に関係する全てのものが相互に連携し、協調することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(中小企業・小規模企業の取組)

第五条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第六条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の実態を把握し、経営の改善及び向上に対して積極的に支援するよう努めるとともに、県等(国、県及び市町村をいう。以下同じ。)が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第七条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の資金需要に対して適切に対応すること等により、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に配慮するよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第八条 教育機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発、技術の向上及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第九条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第十条 県民は、中小企業・小規模企業の振興が県民生活の向上に寄与することを踏まえ、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(経営の革新等)

第十一条 県は、中小企業・小規模企業の経営の革新、経営基盤の強化、創業及び新たな事業の創出を促進するため、相談及び支援の体制の整備、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保)

第十二条 県は、中小企業・小規模企業の国内外における販路の開拓及び取引拡大の支援のため、取引機会の提供、相談及び支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

(産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進)

第十三条 県は、中小企業・小規模企業の技術及び新商品の開発等の促進を図るため、産学官金の連携の促進、企業間の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(資金の供給の円滑化)

第十四条 県は、中小企業・小規模企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、中小企業・小規模企業を対象とする融資制度の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進)

第十五条 県は、中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、勤労観・職業観の醸成、就業に対する意識の啓発、職業能力開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)等に配慮した中小企業・小規模企業の雇用環境の整備の促進を図るため、情報の提供、経営管理者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の集積等)

第十六条 県は、地域特性に応じた産業の集積等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、県内への企業の立地の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(商業の振興等)

第十七条 県は、商業の振興等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、商店街の活性化、まちづくりの推進を図る活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域資源の活用等)

第十八条 県は、多様な地域資源の活用等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、農商工等連携(中小企業・小規模企業と農林漁業者との連携をいう。)による事業活動の促進、技術の継承の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業承継への支援)

第十九条 県は、中小企業・小規模企業が円滑に事業の承継を行うことができるよう、後継者の育成の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(災害発生後における支援)

第二十条 県は、中小企業・小規模企業が東日本大震災からの復興を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、地震その他の災害の発生後においても、中小企業・小規模企業が速やかに復旧・復興を図り、事業を継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第二十一条 県は、第十一条から前条までに掲げる施策を講ずるに当たっては特に小規模企業者に配慮し、小規模企業者の事業の持続的発展を図るため、経営に関する支援体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第二十二条 県は、市町村が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策について、必要に応じ、情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(計画の策定)

第二十三条 知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画を定め、公表するものとする。

- 2 知事は、前項の計画に基づく施策の実施に当たっては、あらかじめ、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、市町村等の意見を聴き、施策に反映するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証)

第二十四条 知事は、毎年度、前条の計画に基づく施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

- 2 知事は、前項の検証に当たっては、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、市町村等の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**新・宮城の将来ビジョン実施計画（中期：令和７年度～令和９年度）
の主な目標指標**

	目標指標等	初期値	目標
1	企業立地件数(累計)	347 件 (R1 年)	470 件 (R9 年)
2	企業集積等による雇用機会の創出数(累計)	18,677 人 (R2 年度)	30,300 人 (R9 年度)
3	産学官連携数	2,234 件 (R1 年度)	5,368 件 (R9 年度)
4	ものづくり企業等への技術支援件数(累計)	10,283 件 (R5 年度)	48,283 件 (R9 年度)
5	製造品出荷額等(食料品製造業を除く)	40,080 億円 (H30 年)	42,498 億円 (R9 年)
6	県が海外進出や販路開拓支援を実施した企業数(者) (累計)	20 者 (R2 年度)	257 者 (R9 年度)
7	宿泊観光客数	989 万人 (R1 年)	1,104 万人 (R9 年)
8	外国人延べ宿泊者数	53.4 万人泊 (R1 年)	120 万人泊 (R9 年)
9	観光消費額	3,989 億円 (R1 年)	5,300 億円 (R9 年)
10	サービス業の付加価値額	27,720 億円 (H29 年度)	29,129 億円 (R9 年度)
11	水産加工品出荷額	2,327 億円 (H30 年)	2,415 億円 (R9 年)
12	木材・木製品出荷額	849 億円 (H30 年)	980 億円 (R9 年)
13	製造品出荷額等(食料品製造業)	6,576 億円 (H30 年)	7,300 億円 (R9 年)
14	付加価値額(食料品製造業)	2,197 億円 (H30 年)	2,680 億円 (R9 年)
15	国際水準 GAP 導入・認証総数(農業)(累計)	160 件 (R1 年度)	292 件 (R9 年度)
16	就業率	60.1% (R1 年)	61.4% (R9 年)
17	高校生の県内製造業就職率	32.6% (H30 年度)	36.0% (R9 年度)
18	所定外労働時間数	10.2 時間 (R1 年度)	8.8 時間 (R9 年度)
19	キャリアアップに向けた人材育成等を目的としたプログラム推進件数	59 件 (R2 年度)	62 件 (R9 年度)
20	開業率	3.6% (R1 年度)	3.6% (R9 年度)
21	仙台空港乗降客数	371.8 万人 (R1 年度)	405 万人 (R9 年度)
22	仙台空港国際線乗降客数	37.9 万人 (R1 年度)	55 万人 (R9 年度)
23	東北6県及び新潟県の延べ宿泊者数	4,294 万人泊 (R1 年)	4,379 万人泊 (R9 年)
24	雇用支援拠点における支援者の就職件数(累計)	0 人 (R2 年度)	8,430 人 (R9 年度)
25	60歳以上常用労働者数(人)	130,418 人 (R5 年)	136,000 人 (R9 年)
26	障害者雇用率	2.11% (R1 年)	2.70% (R9 年)
27	女性のチカラを活かすゴールド認証企業数	34 社 (R2 年度)	60 社 (R9 年度)
28	「みやぎ移住サポートセンター」を通じた UIJ ターン移住者数(累計)	348 人 (R1 年度)	1,330 人 (R9 年度)
29	外国人雇用者数	9,118 人 (R1 年)	20,000 人 (R9 年度)

宮城県経済商工観光部 中小企業支援室

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電 話：022-211-2745

FAX：022-211-2749

電子メール：chukisip@pref.miyagi.lg.jp

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/index.html>